

季刊

労働総研

クォーターリー

2002年夏季号

No.47

巻頭インタビュー：森英樹氏に聞く
憲法へのテロ行為 有事関連三法案は廃案へ

特集 欧州の労働と生活

「賃金・所得の社会化」と経済生活

——スウェーデンを事例として

雇用か、賃金か——オランダの労働と生活

解雇規制緩和とイタリア労働組合運動

猿田 正機

竹内 真一

斉藤 隆夫

国際・国内動向

大成功おさめた3・30リストラ反対、

雇用と地域を守る全国交流集会

完全失業者が失った年間賃金は8兆円

フランス選挙結果に見る貧困の進行

藤吉 信博

篠塚 裕一

布施 恵輔

書評

清山卓郎『日本経済の復活と再生』

福田泰雄『現代日本の分配構造—生活貧困化と経済理論』

グレゴリー・マンツィオス編『新世紀の労働運動』

全労連編『世界の労働者のたたかい 2002』

一ノ瀬 秀文

相澤 與一

大木 一訓

新刊紹介

黒田俊雄・小越洋之助著『ナショナル・ミニマムの軸となる最賃金』

坂本 修著『暴走するリストラと労働のルール』

金田 豊

黒田 昌弘

工藤 晃著 マルクスは 信用問題について 何を論じたか



今日の金融肥大化資本主義へのマルクスの科学的予見を読み解く！

『資本論』第三部第五篇の未完成の草稿に分け入り、マルクスの論点を克明にたどりながら、現代経済をとらえる基本視角を探求する。金融現象がふくれ上がった今日の資本主義の解明のために、信用制度にかんするマルクスのさまざまな命題、さまざまな発想、見方、科学的予見のすばらしさを浮き彫りにし、その核心にせまる挑戦的研究。

〈A5判・上製〉本体2300円(税別)

新日本出版社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 ☎03(3423)8402(営)

構造改革の真の争点を浮き彫りにして、
福祉充実型への日本の転換を説く

日本経済の危機と 新福祉国家への道

二宮厚美著

〈四六判・上製〉
本体2000円(税別)

小泉流「構造改革」がつくり出した「新世紀不況」からどうすれば転換できるのか？ その鍵を握る福祉充実型への経済構造の転換を詳細に論じ、日本国憲法を暮らしに生かす新しい国家の特徴点を明らかにする。また、その担い手としての福祉労働(保育・医療・介護等)の役割と専門性についても探究する。

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402(営業) **新日本出版社**

労働総研クォーター

第47号 (2002年夏季号)



目 次

●巻頭インタビュー：森 英樹氏に聞く 憲法へのテロ行為 有事関連三法案は廃案へ	2
特 集 ● 欧州の労働と生活	
■「賃金・所得の社会化」と経済生活 ——スウェーデンを事例として	猿田 正機 14
■雇用か、賃金か——オランダの労働と生活	竹内 真一 20
■解雇規制緩和とイタリア労働組合運動	斉藤 隆夫 29
国際・国内動向	
■大成功をおさめた3・30リストラ反対、雇用と地域を守る全国交流会	藤吉 信博 35
■完全失業者が失った年間賃金は8兆円	篠塚 祐一 37
■フランス選挙結果に見る貧困の進行	布施 恵輔 40
書 評	
●清山卓郎著『日本経済の復活と再生』	一ノ瀬秀文 43
●福田泰雄著『現代日本の分配構造——生活貧困化と経済理論』	相澤 與一 45
●グレゴリー・マンツイオス編『新世紀の労働運動』	大木 一訓 47
●全国労働組合総連合編『世界の労働者のたたかい 2002年版』	
新刊紹介	
●黒川俊雄・小越洋之助著『ナショナル・ミニマムの軸となる最賃金』	金田 豊 53
●坂本 著『暴走するリストラと労働のルール』	黒田 昌弘 53
●次号予告 13	
●編集後記 55	

巻頭インタビュー 森 英樹 氏に聞く

憲法へのテロ行為、 有事関連三法案は廃案へ

有事関連3法案の背景と問題点

①根底にあるグローバル時代への対応

編集部 有事三法案をめぐる情勢が緊迫しています。今回の有事法制を、周辺事態法やテロ特別措置法、あるいは個人情報保護法、人権擁護法などとともに全体として捉えた時、どのような憲法現象といえるのでしょうか。

森 この問題を考える場合、「冷戦構造」崩壊後の新しい世界秩序に、日本という国家がどうコミットしていくのかという流れの現れとして見ておくことが非常に重要だと思います。その流れを憲法に則して言うと、日本国憲法が指し示す、社会や国家や政治のあり方を、俗に言う「グローバル化時代」に対応する構造に転換させる、一言で言えば、多国籍化した、しかし日本に本籍を持つ資本の利益のために、政治・経済・社会を、そして軍事を構造転換させるということです。この流れは、とりわけ'90年代後半から随所にあらゆる領域で噴出してきました。そういう意味での軍事法制の転換であると捉えることができると思います。

「構造改革」という言葉は、絶叫している小泉首相の看板用語で、いかにも小泉氏自身の発案のように受け止められていますが、日本の政治・経済・社会のあり方を憲法的な意味で根本から切り替えてしまうという趣旨での「構造改革」は、'90年代の前半に一時社会党首相の連立政権を生んだあと、'96年の橋本内閣のいわゆる「6大改革」として出されてきたのが、おそらく起点だろうと思います。'90年代前半に右往左往し

たものが、'90年代後半に、はっきりした形を見せてきた「構造改革」として受け止める必要があるわけで、小泉「構造改革」が専売特許の路線ではありません。

'99年に集中的に現れた悪法の乱打がありましたが、その流れの延長線上に今回の軍事法制やメディア規制法がトピカルな問題として出ているのです。

②軍事法制面の流れと構造

有事関連3法案について、軍事法制面での流れを最初に押さえておきたいと思います。'99年に周辺事態法が、またニューヨーク等での9・11事件をきっかけにしてテロ対策特措法ができ、自衛隊も海外にどんどん出ていくという枠組みが、2～3年の間に、新たにバタバタと出来上がりました。その延長線上で今回の有事関連3法案が出てきています。

あえてシミュレーション的な言い方をしますと、アメリカが何らかの理由で覇権を世界に展開する際、どこかで武力介入が起きうるのですが、このアメリカの武力介入が、周辺事態法という「周辺」で起きた場合なら、日本は周辺事態法を発動させて「後方地域支援」活動を展開することになります。またもしも、「テロ撲滅」を理由にアメリカが動き出すと、今度はテロ対策特措法が発動し「協力支援」するわけです。ただしこの両者はいずれも、「自衛隊は武力行使しない」という建前になっていますから、交戦場面に出くわすと逃げてくる、という建前になっています。

政府は、周辺事態法は「戦闘地域」ではない

「後方地域」での「支援」であるといい、テロ対策特措法は「武力行使」とは一体化しない「協力支援」だという線引きをして一応説明してはいますが、アメリカ軍によって攻撃を受けた側からしますと、「後方地域支援」と言おうと「協力支援」と言おうと、どちらも「兵站」という軍事活動そのものであって、日本の行為は敵性をおびることは当然です。

今回の武力攻撃事態法案は、日本が武力攻撃を実際に受けたときのみならず、武力攻撃を受ける「おそれ」、さらに「予測される場合」まで、軍事的対応を発動させる構造になっています。周辺事態法でいう「後方地域支援」やテロ特措法でいう「協力支援」を展開すると、必然的に「報復の武力攻撃を受ける」ことが「予測」されることになり、かくして武力攻撃事態法が発動するという、手品のような仕掛けが用意されているのです。

つまり、実際に武力攻撃やその「おそれ」さえ発生していない「予測」の段階で、日本側が武力攻撃事態法を発動させ軍事的な対応をするわけです。そうするとアメリカによって攻撃を受けた側と日本との緊張関係は当然高まるわけですから、今度は武力攻撃の「おそれ」があるというキーワードが乱用されて、防衛出動までいきます。防衛出動までいくと、何かのきっかけで、武力攻撃を受けるだとか、「受けた」とする「事件」を作って一気に武力行使に入っていくのです。

「日本が武力攻撃を受ける場合」というケースは、国会論戦では、あたかも日本の市民生活にロケットが飛んでくるとか、武装集団が突入してきてわれわれ国民の身が危なくなるような場面を想定して描いていますが、国際法的に言えば、「日本が武力攻撃を受ける」というのは、例えばインド洋に出ていく自衛艦に対して何らかの攻撃があれば、当然「日本に対する」攻撃があったという解釈になるのです。私たちは今回の有事関連3法案の動きを既存の周辺事態法や

テロ対策特措法と連動させたものとして、見ておく必要があると思います。周辺事態法でもテロ対策特措法でも、建前は「武力行使と一体化しない」限りの「支援」という筋道になっているのですが、その建前は先ほど見たように、あっという間に破壊され、武力攻撃そのものに自衛隊が参画していくチャンネルが今回の法律で作られようとしているわけです。

かくして、憲法的規制が辛うじて働き、論理的には武力行使をしてはならないという限界をかいくぐって、いよいよ最後の一線を踏み外そうというのが、今回の有事関連3法案の最大のねらいです。

武力攻撃事態法は、周辺事態法が一応地理的な限定をしていた、「周辺」という地域を突破し、テロ対策特措法がいちおう限定している目的をも突破し、世界中ありとあらゆるところで、アメリカ軍の動くところに日本がついていって、武力攻撃を可能にする道を用意しています。これは、日本国憲法が命じてきた「国際紛争に戦争・武力で対応しない」という原則を突き破るという意味で、憲法への死亡宣告です。私はこれを「憲法に対するテロ行為だ」と言っていますが、憲法条文を変えないで憲法そのものの命を破壊するという意味です。

③「国のかたち」を変えるということ

もう一つ大きな問題として、憲法に関わらせて言えば、支配層が何でこんなことをやろうとしているのかという問題です。'90年代後半からクリアになってきた、日本の「構造改革」というシナリオは、労働・企業・経済・税制・教育・大学・科学技術・社会保障など基本構造のあり方すべてにわたる「改革」でした。日本の支配層の基本戦略は、'90年前後における「冷戦構造」の崩壊にともなって、アメリカ一極支配を軸とする「自由市場経済」のグローバル化時代に、大国・先進国が覇権主義的に世界制覇に乗りだしていくのに遅れまじと、激烈な「大競争時代」に日本資本主義も生き残り栄えるとい

巻頭インタビュー：森 英樹 氏に聞く

うシナリオに沿うように、全領域の「構造改革」をはたそうという戦略だと思います。

この「構造改革」は、基本を変えるという意味で、英語でいえばコンスティテューションをリフォームする、となります。Constitutionとは「憲法」という意味の前に基本「構造」のことをさすからです。その構造を憲法が示すのとは違った方向に改造することです。司馬遼太郎の「この国のかたち」という言葉を借用するなら、「この国のかたちを変えてしまおう」ということです。日本国憲法が命じた「この国のかたち」の追求・実現をやめて、別の「かたち」を求めるというのが、支配層の昨今の特徴で、行革でも司法改革でも「この国のかたち」という便利な言葉を使ってその改造を訴えています。その意味では、コンスティテューションを変えるということはすでに始まっています。

労働の世界でいえば、憲法28条で保障された労働基本権や27条の労働権が、最近次々に破壊されています。国民の「人たるに値する」生活を保障する憲法25条の「健康で文化的な生活」権もつぎつぎと壊されています。日本国憲法が規範的に指し示したはずの「この国のかたち」を、支配層は基本的に破壊する方向に大きく踏み出してきているのです。

支配層は、この方向に日本の国家構造も、社会構造も、経済構造も切り替えようとしています。先ほども言いましたが、それは資本の利益を優先する「グローバル化戦略」に対応するためです。この路線は、人間らしい生活を営もうとする、まともな人々を当然のことながら怒らせることになります。生活を苦しくさせるし、働きにくくさせるからです。人間の尊厳を傷つけることになりますから、これに対する異議申し立てを当然せざるをえないし、すでに出始めているのです。

④異議申立ての監視・抑圧体制作り

以前は、異議申し立て運動は、資本主義国の一国内でさまざまな形態で起きていましたが、現

在は、資本がグローバル化しているため、異議申し立て運動もグローバル化してきています。世界の資本の動きが、いろんなところで異議申し立てを受けるわけですから、外に対しては、国家権力を背景に軍事的にグローバル化した資本を支える、内に対しては行政的・警察的に押さえつけるという対応になっていくのです。

その意味では、最近の軍事法制の大きな「進展」とメディア規制法の動きとは、表裏一体のものだと思います。“言わざる、見ざる、聞かざる”の社会に、社会構造そのものを切り替えたいということです。いま、個人情報保護法案が国政の最大争点の一つになっているのもそのためでしょう。

個人情報保護法案は、'99年に紛糾の中で通った「国民総背番号」法、つまり住民基本台帳法改定との関連で提出されました。国家権力が国民すべてに番号を付けて管理するため個人情報をつかみやすくなるので、それを保護しなければならないという理由で、個人情報保護法案は提出されました。国民総背番号制はこの8月から実施されます。それまでに、国がつかんだ個人情報をいかに乱用させないかという制度がぜひ必要で、その限りでは個人情報保護法は必要な立法です。またこれは、グローバル時代に国際的な要請でもありました。

ところが、提案された個人情報保護法案は、シフトをずらせてメディア規制法案になっています。「個人情報保護」を看板にしながらむしろ国民・メディアを監視する、威圧するための法案になっているため、大問題になっています。

'99年の住民基本台帳法改定は、その当時やはり問題になった「盗聴法」＝通信傍受法とともに、単なる人権侵害法にとどまらず、「この国のかたち」を変える法制でした。かつて小沢一郎・自由党党首がある雑誌で、「これらは危機管理のための有事法制にほかならない」と、推進の側から見事に言い切ったことを思い起こせば、その総背番号制のいわば裏番組で「個人情報保護」

法が出てきたことは、先ほど言ったように、外に対しては軍事的な覇権体制、内に対しては行政的・警察的な監視体制を確立して、同時並行的に異議申し立てを押さえ込もうとする動向の一環と見ていいでしょう。これも憲法の命ずる「この国のかたち」と根本から敵対しています。これもまた事実上の改憲といわざるを得ません。

戦前の軍国主義体制と比較した特徴

編集部 有事関連3法案では、自治体や指定公共機関や個人に対して、罰則を課して戦争協力に強制動員しようとしています。自治体などが命令に従わない場合、首相が代執行できるなど首相権限の集中を強化しようとしています。そうした憲法違反を個別法で規定するとしていますが、これは戦前の軍事立法の再版とも思われます。戦前の軍国主義体制と比較して、差異や特徴についてお話しただけませんか。

森 私は歴史学者ではないので難しい質問ですが、単純に戦前の復活とはいえない側面に注意する必要があるでしょう。

一つは背景にグローバル化があるという点です。戦前日本の軍国主義、ドイツのナチズムあるいはイタリアのファシズムを支えたバックグラウンドは、帝国主義間の、資本と資本のぶつかり合いの上での世界戦争への流れでした。それとの対比で考えると、今のグローバル化というのは、バックにあるのは帝国主義間矛盾よりも、帝国主義が手をたずさえて連携しながら共同して、世界の人民を支配しているという点で、戦前とは色合いがちがいます。

もう一つは国内体制においても、単純な軍国主義を目指しているのではない、という点です。戦前の日本は厳密な意味で「ファシズム」だったのか、という論争が歴史学者の中でもあります。ドイツでもイタリアでも、ナチス党、ファシスタ党というそれなりに国民に基盤をおいた政党が、強力にイメージアップされた指導者に対する国民的忠誠をテコに、しかし議会制の枠

の中でまず権力を握った、という意味では、一応「民主的」でした。そして政権を握った途端に憲法を停止して暴力化していきます。これがファシズムです。

グラムシが言ったようにファシズムとは「金融資本の最も反動的な公然たるテロ独裁」であり、この点では戦前日本も同じ面がありました。ただ、日本の場合は「絶対主義的天皇制」であり、それが憲法の定めた構造であって、国民の中から湧き上がってくるファシズム運動があつて、それが権力を握って憲法を破壊する、というのではなく、上から権力そのものである絶対主義的天皇制が軍部と官僚を軸に全政党を踏みにじって憲法的に国家総動員態勢を築き上げたという特殊な進路をとりました。指導者イメージも「万世一系」の神権的天皇に対する非合理的な宗教的忠誠という面がありました。ですから、全体主義ではあつたのですがファシズムとは言い切れないところがあります。

戦前日本の軍国主義と比較しますと、昨今の攻撃は、単に上からだけではないところに注意する必要があります。片方では市民運動があつて、情報公開が進み、あるいはNPO法ができ、住民参加も進んでいますから、さまざまな形で国民の合意を調達していくというファクターを重視するという形態をとりながら、緩やかに統合していく、国民的な基盤をもった国家的戦略の実現をねらっています。国民の“自発性”を尊重するかたちで、下から「国のかたち」を変えるということが完成していくと、一番恐ろしい“民主的ファシズム”になるわけですから、そういうことにも警戒することが重要だと思います。

天皇制絶対主義下では、憲法上、天皇の諸大権が定められていてこれが猛威をふるいました。このシステムが反民主的であることははっきりしています。戦前は「国のかたち」自体が「民」を「主」とはしていなかったからです。

しかし現憲法は「民主」を原則にし、だから

巻頭インタビュー：森 英樹 氏に聞く

こそ「民」が選ぶ国会を中心にした統治構造が予定されています。武力攻撃事態法案や安全保障会議法改定案では首相への権限集中が露骨ですが、片方で首相公選制を求める政治的メンタリティを考慮に入れると、小選挙区制という非民主的選挙制度であるにせよ「民」に選ばれた国会で立法するいちおうは「民主的」なプロセスが用意されているのに、そのプロセスを通して首相権限への集中がはかられようとしているわけです。これは、極論すれば、主権者国民が主権者であることを辞めると主権的に決めることであり、ある種のパラドックスです。主権者であることに疲れた国民が、「あんたやって頂戴」と主権の領域を権力に明け渡すという、“民主的主権委譲”が起こるわけです。

つまり、国民的合意を調達した上で首相権限を強化していくという道は、戦前日本の単純な復活ではありません。そこにはゆがんだ形であれ「国民的合意」というファクターがあるからです。そうした事態に、労働運動はもとより、住民・市民運動、さらには政党運動がどう向かうのかという、現代的な問題が問われていることに注目する必要があるでしょう。

日本とドイツ・EUとの違い

編集部 日本は戦前の侵略戦争に対する心からの真剣な反省もないまま、小泉首相は日本を戦争のできる国家にするため、「戦争国家法」を制定し、戦力不保持、交戦権・戦争放棄を規定した憲法を破壊しようとしているという批判が、内外から、特に、アジア諸国・人民から上がっています。今回の有事法制は国際的に見て、特にアジアとの関連ではどのような意味を持っているのでしょうか。

森 よく比較される戦争責任の取り方では、日本とドイツは見事な対照を示しています。ドイツはきっちりと戦争責任を果たしているが、日本は全然果たしていない、というのは周知のとおりです。ただ、ドイツは立派だが日本はグ

メと単純に対比するだけだと、ドイツのもう一面を見落とすことになります。

ドイツはヨーロッパ大陸のど真ん中にいるわけで、西側の一員として復帰し、かつ先進国型の覇権国の一員として「成長」していくには、周辺の欧州先進国に対して、過去にかけてきたさまざまな加害行為をきっちりと清算し、和解しなければならなかったのです。この和解ができなければ今日のEUもなかったでしょう。ドイツは、そういう流れに身をおいたので、日本よりはるかに早く、しかも徹底的に戦争責任を果たしてきました。もちろん「ためにする」戦争責任のとり方だ、と言っているのではありません。この道の選択の結果、戦争責任の裏側にある、民主主義と人権がいかに重要かという価値をきちんと選択する立場に自らを意識的においてきたことが重要です。

日本の戦争責任が内外で本格的に問われたのは、80年代後半からですが、その背景に日本が特にアジア諸国への経済進出があったことは疑いありません。この点では戦争責任問題にも、それを問う背景が絡んでいると言う点では、ドイツも日本も似てはいます。しかし真剣さといういわば責任文化の相違もあり、日本はあまりにも見え見えの「ためにする」議論しかしないし、戦争責任を非難する政治勢力が公的場面でも平然とのさばり、いまだに靖国に首相が参拝する連綿たる無反省が横行するなど、ドイツと日本との見事な対照は「健在」です。

ドイツ的責任遂行にかかわっては、「冷戦構造」崩壊後のことですが、「人権」と「民主主義」に加えて「市場経済」の三つが一体となってより良き社会をつくっていくという価値戦略の旗印の下に、世界をまとめていく、そうすれば途上国も含めてすべて豊かになり幸せになるという価値基準で、先進国であるEUがまとまってきたことに留意する必要があります。それは軍事面でもNATOの転換として顕著です。

NATOは冷戦構造下で生まれた典型的な軍事

同盟組織ですが、その50周年にあたる1999年、性格転換をはっきりさせました。その結果「人権・民主主義・市場経済」の三位一体で世界をリードしていく軍事組織という色合いを強めてきています。そうした方向に異議申し立てをするような勢力には、例えば旧ユーゴやコソボでの紛争への介入のように、NATO軍が制圧するわけです。アメリカが「悪の枢軸」と非難して叩くのと、事実上EUの軍事部隊であるNATOがヨーロッパ周辺に出かけて行って叩くというのと、構図としてはある意味でよく似ています。

アメリカとヨーロッパとをそういう文脈で比べますと、独自の外交路線なり、戦争責任を踏まえた独自の戦略をもたないまま、あたかもアメリカの51番目の州であるかのように、アメリカにいわれれば、ひたすらハイハイといって支援する日本政府の愚かさは顕著です。国内の反戦・平和勢力との緊張関係から、「武力行使はいたしません武器の使用は許してください」などといった、憲法的規制をいちおう気にして言葉のごまかしを重ねてきた日本政治のありようとは、やはりずいぶん違います。

日本国民の反戦平和の長い伝統的な運動に対しては、日本政治も政権基盤にかかわるからそれなりの配慮はしてきましたが、アジア諸国・人民に対しては、戦争責任を果たす気はまるでないまま今日まできたものですから、日本はアジアとの関係では孤立しています。アジアだけでなく世界中から、日本はアメリカの小判鯨でしかないという評価しか与えられていません。したがって、日本とアジアの国々との関係を解決するには、頭越しにアメリカと解決してしまえばそれで終わりということになっています。

こういうやり方は、アメリカと微妙な緊張関係を持ちながら進路を模索するEUとは、根本的に違います。EUは、近々ヨーロッパ憲法をつくるといっていますから、ヨーロッパ合衆国、言ってみればUSE (United States of Europe) に向かうでしょう。となるとUSA対USEと

いう2大「合衆国」の対峙という構図が想定されます。そのUSEは、「人権・民主主義・市場経済」を三位一体とする価値観をUSAと共有するが、ヨーロッパの伝統があり、かつ左翼の伝統や社会民主主義伝統もあって、アメリカとは一味も二味もちがう新しい領域圏をつくるでしょう。労働運動の規制力も働きます。

こうした流れの予測もあってアジアでは、アジア共通の経済圏や文化圏や安全保障をどう構想するかということがさまざま議論されています。中国も考えているし、シンガポールも韓国もマレーシアも考えています。いろんな国が考えている中で、日本だけが相手にされないし、ロクに構想も持っていないのです。

アジアでは「円」が強いので、「ドル」や「ユーロ」に対して「円」の経済圏はありそうだけど、それを支える政治・社会・文化・言語の、ゆるやかでもいい一つの「共通の家」というような構想はできないし、日本は発言権もなければ、歴史的な重みもないという状況です。外交はアメリカ任せ、ひたすら「儲け一筋」というありようが、アジアにおける信頼醸成を欠いたままで今日に至ったわけです。

世界市場に覇権を求める大国は、一般に民主主義国であり先進国であって、帝国主義的だけれども人権と民主主義のモデルを提供してきました。ヨーロッパという分厚い歴史を背景にした、EUの“洗練”された、それなりに彫りの深い進路の取り方に対して、日本は乱雑、粗野で、行き着くところは一昔前の旧帝国憲法下のアジア大東亜共栄圏と同じ、一方的な軍事的な脅しで秩序を保とうとしていますし、それを支える価値観としては、相変わらず靖国神社参拝に象徴されるもので進んでいくことしか構想できない。その意味で、国家戦略上の「哲学の貧困」だと、私は言っているのです。この「貧困」を見せつけながら進んでいくという、このお粗末さは驚くべき恐ろしさといえようがありません。

巻頭インタビュー：森 英樹 氏に聞く

日本企業の権益支える軍事行動の要求

編集部 それが日本の巨大多国籍企業の要求にも合致するのでしょうか。

森 85年のプラザ合意以降、日本の資本は主にアジアに出ていって、国内は空洞化しています。日本の資本は、アジアの権益を得たいが、リスクも高いので、資本の論理としても、いざという時に力でねじ伏せるということのできるチャンネルを一日も早く作っておきたいという要求があるのでないでしょうか。

平和憲法の下で、平和的な経済協力関係をつくるという発想にいかないで、資本ですから利潤追求のために無理をするのですが、それに対する現地からの異議申し立てを受ける時に、それを力で押さえるための、自衛隊のアジアへの出動システムのチャンネルを、今の内に作っておきたいという衝動は強いと思います。

'90年代に入ると、「冷戦」下とはちがって、PKO等協力法の時がそうだったのですが、こうしたチャンネルを早く作っておきたいと、日本の財界4団体—いま統合されつつありますが—がそろって要求したことがありました。こういうことは'90年以前にはなかった特徴です。

'92年にPKO協力が問題になったときから、財界がそろい踏みで、自衛隊海外出動の道を国が責任もって作るように言いはじめました。あきらかにターゲットはアジア市場であり、アジア市場に資本が出ていっている以上は、それが危機にさらされたときは「保護」するパワーを日本国ももってもらわなければならない。いざというときの「安全」確保を、相手国との外交的な交渉や相手国の警察力に委ねることは、不安でたまらない。そういう衝動が日本の資本に強く働いてきたのではないのでしょうか。

アメリカも「冷戦」が終わったので、「日本の安全」のために動くという発想は、微塵も持っていない。アメリカの国益でしか動かないのです。日本はアメリカの国益と一致する範囲で

同じ利益を実現できるから同行しているわけですが、見捨てられたら、自前の「安全保障」体制を取らざるを得ないという方向に向きつつある。ところが、過去を清算しないできたから、アジア諸国の警戒心を逆なですするような軍事戦略をとることになるのです。そこがドイツと日本の決定的な違いでしょう。もちろん、ドイツ的になれ、とっているわけではありません。ドイツは過去を清算して「普通の国」になろうとしています。日本はそこまですら到達していないことこそが、問題なのです。妙な言い方ですが、日本企業がもうすこし「まじめ」になって企業戦略を練り、日本政治が手放さない戦前体質を批判し、「過去をきちんと清算しなければアジアに経済進出できない」と言い出すべきが、普通の資本の立場なのですが、それすら出来ないというわけです。

日本国憲法は国連精神の最先端

編集部 今回の有事関連3法案は国連憲章や国際法に照らして、どのような関係にあるのでしょうか。

森 国連には二面性があります。The United Nationsを日本では「国連」と訳していますが、歴史的に見ると、かつての戦時組織・連合国がこのThe United Nationsでした。この戦時組織が戦後処理・世界管理の恒常組織になったのが国連です。ですから最後は武力による解決という道を捨てていません。また第二次大戦の結果の産物ですから、戦勝した5大国が常任理事国になっています。地域的には偏っているのですが、戦後世界の構図がどんなに変わってもこの5大国中心の構図は変わっていません。

しかし、国連の理念ははっきりしています。国際社会において主権国家が自前でかつ武力で紛争を解決するのではなく、つまり、「私闘」にゆだねるのではなく、国際社会が共同して紛争解決にあたるというのが国連精神です。できることなら各国は武力を全部放棄して、どうしても力

で「解決」せざるを得ない場合は国連が管理する国連軍によって事にあたる、というのが、国連システム、つまり「集団安全保障」です。ですから、国連憲章のこうした理念は、日本国憲法が率先して実現したということは、今も忘れるべきではありません。

ただ国連は、日本国憲法レベルまでは時代の制約があつて到達できず、国連が紛争解決にあたるまでの間に限定して、各国が自衛のために個別的・集団的に最小限の行動をとることは認めました。国連憲章51条の規定がそうです。ところが、国連安保理を軸とする「集団安全保障」が東西対決のためにうまく機能せず、憲章51条が野放図に利用され、「集団的自衛権」だけが作動するというのが、戦後国際社会でした。

国連中心で世界の紛争を解決していこうという国連憲章からすると、日本国憲法はその最先端の対応をしたといえます。日本は国連理念の実現のために、血は流さず汗を流す役割を、歴史的に負わされてきた地位にあったと言えます。戦後日本外交は、それをなおざりにしてきました。

国連とアメリカとは非常に複雑で難しい関係にあります。もともと「連合国」の最強国であった米国は、連合国の恒常組織である「国連」の本部を自国のニューヨークにおいて、自分の組織とみなす傾向がありました。だから、米国の意に添わないとプイっと横を向く。最近の、特にブッシュ政権になってからのアメリカは、国連から脱退はしないものの、国連精神から大幅に逸脱して、いわゆるユニラテラリズム (Unilateralism) - 単独行動主義とか一方的行動主義などと訳されていますが - という戦略をとっていて、国連を舞台にして主権国家が、バイラテラル (bilateral)、つまり双方向的に、相互関係を重視する、というのではもはやなく、いわば好きなものは好き、嫌いなものは嫌い、と一方的な (unilateral)、単純な戦略をとっています。この傾向のためアメリカは、国連が営々

として積み重ねてきた構造的平和のための環境保護、国際人権、核廃絶、軍縮といった枠組みからどんどん撤退を始めています。

アメリカは自らの国益に関わるとなれば、世界のどこにでも最強の軍事力で介入していく、しかし自国利益に関わりないと判断すると知らん顔をします。介入するときには人道とか平和とか人権とか言い立てるのですから、はなはだしいダブルスタンダードです。ところがそれに日本政府は、まるで米国の第51番目の州のように無批判に追随しています。

例えば、アフガン戦争の時に、確かに9・11事件直後は、ヨーロッパ諸国を含めて、世界はアメリカの行動を支持せざるを得ないようなフィーバーがありました。その後の展開は、アメリカの軍事介入が著しい国際法違反であることが明らかになる中で、各国は距離をおき始めているのです。最大の同盟国イギリスでさえ、アメリカの行動にクレームをつけざるをえない事態になっている。そんな時に、ブッシュ大統領が日本を訪れましたが、日本の政府は一言もクレームをつけない。見事な対米追随です。こんな日本政府に特段の外交政策はないのですから、各国は、金を出させるとき以外に日本を独自の相手にする必要はないのです。アフガニスタン復興の政治的会議はドイツが議長国になって行われましたが、経済復興は日本が議長国になって最大の抛出国になったというのも、また、その復興会議の足元から NGO 参加問題からムネオ問題にいたる一連の外務省腐敗があぶりだされたのも、象徴的でした。外交交渉はアメリカとやればそれです。日本外務省は、外交をやる必要がないから機密費で飲み食いに明け暮れていられるのです。

日本の外交と軍事はその根幹をアメリカが握っています。アメリカにべったりくっついていくのは、最近のアメリカの国連離れについていくことに他なりません。日本は国連憲章の延長線上で花咲かせるべき憲法を持っているにも

巻頭インタビュー：森 英樹 氏に聞く

かわらず、正反対の方向に進もうとしているのです。

有事法制急浮上の背景

編集部 有事関連3法案が急浮上してきた背景をどのような考えたらいいのでしょうか。

森 今回の有事法制を誰がどこで推進しているかという問題は、難しいファクターが二重三重にあって、事態が読みづらくなっている面があるのですが、法案の中身に関わることなので簡単にでも話しておきます。

今回の法案は、率直に言ってお粗末な内容です。その最大の理由は、今回の有事法制の骨格が、「冷戦構造」の中で準備されてきたものだったからです。

自衛隊法を改定して有事法制を完備したいという計画は、自衛隊発足時から営々として続いてきた自衛隊制服組、防衛庁、自民党国防族のいわば半世紀にわたる悲願でした。ところが悲願の出発点は「冷戦構造」の中で生まれものだから、米ソが相闘い、日本に大規模なソ連の侵攻があって、アメリカが日本を最前線の基地の島としてバックアップしつつ、いわば本土決戦を行うことになるという想定で、いわゆる「有事法制研究」は進んできました。’65年に「三矢研究」が暴露され、来栖発言で本格的に’78年に表舞台にでてきたのが、有事法制「研究」ですが、それは米ソ対決が背景です。

余談ですが、「三矢研究」の時に責任をとって引責辞退させられた防衛庁長官は小泉・現首相の父・小泉純也です。また、表だって有事法制研究を指示した時の首相は福田・現官房長官の父、福田赳夫、当時の官房長官が安部・現官房副長官の父、安部晋太郎でした。小泉・福田・安部トリオは親父の代に実現できなかった、あるいは屈辱を味わった悲願を実現するのだと燃えている、という背景も、いささか「ワイドショー」的ですが、あるのかもしれません。

ただ、このトリオは自民党内タカ派の系譜で

あることは注意を要します。日本の戦後保守政治には二つの潮流があって、一方の「タカ派」、「軍事派」の系譜は、鳩山一郎（鳩山兄弟の祖父）を起点に岸信介に受け継がれ、福田が継承して中曽根に引き継がれ、そして森、小泉へという系譜です。しかしこれは保守傍流であって、これに対峙して、日本を「経済大国」にする「利益政治型」、「経済重視型」が保守本流でした。吉田茂を起点に、池田、佐藤、田中、竹下、橋本、小淵という流れです。池田派の流れを汲むのが大平・宮沢・加藤の系譜ですが、田中・竹下派を継承した最大派閥の橋本派が、「利益政治」につきもののスキャンダルでガタガタになり、自民党内「ハト派」といわれる加藤派も潰された現政局の中で、「タカ派」が存分に力を発揮できる「良好」な政治環境に、瞬間的にあるのが今です。

その好環境に加えて、「小泉フィーバー」があったわけですから、宿願達成の千載一遇のチャンスということで、一気に表にでてきた面があるのでしょう。しかし推進派にとって不幸なことは、温めてきた「構想」がかつての「研究」しかなく、もっぱら本土決戦型の、塹壕掘って野戦病院を作り、自衛隊が住民・業者・自治体をかき集めて「防衛」に当たるという構図のものしかないのです。その背景にあるのは、’78年に福田内閣がアメリカと合意した「旧ガイドライン」です。この指針の軸になって動き出すのは安保条約「第5条」です。「日本が武力攻撃されたとき日米が共同して対応する」という条文です。これは現在アメリカが要求しているものとは異質のもので、多くの軍事評論家が言うようにトンチンカンではあるのです。

いまのグローバル化対応で構想されているのは、日米が連携して「周辺」なり、場合によっては中東で「事態」が起こったときに、日本が全面的にアメリカを軍事的にバックアップできる体制にほかなりません。このことを約束したのが97年の「新ガイドライン」でした。アメリカ

力がほしがっているのはここであって、日本が攻撃されることなどは、そもそも眼中にないし前提にされていないのです。日本の自衛隊が負わされてきた憲法的規制を、この際完全に取りはらって、アメリカの支援部隊としてどれだけ軍事行動がとれるかということが、アメリカの最大の関心事です。

ところが出てきた法案は、新ガイドライン路線ではなく、旧ガイドラインに基づく旧態依然としたものでした。雑誌『アエラ』で田岡俊次がいみじくも書いているように、"通りそうになったから通そうとしているだけで、中身は安くなったので買おうかなという、春先に買う冬物のバーゲンセールのようなもの、当分は着ないけどいつか着ることがあろうから、買えるときに買っておこうというだけで、軍事的には意味がない"という酷評は、一面で当たっています。ただし、軍事的には日本もまた全面戦場になる可能性がなきにしもあらず、というリアリティは、軽視できません。

周辺事態法であれテロ特措法であれ、日本はアメリカに全面協力するわけですから、アメリカから攻撃される側から見れば、日本は敵性国家に当然なります。アメリカの戦争に協力することによって、日本もまた戦争当事者になるわけです。となると、論理的にも実態的にも、大国による全面的日本侵攻というシナリオではないにせよ、アメリカによって叩かれた側が、日本に対しても恨みを持って何らかの軍事報復をかけてくるとか、絶望的なテロの対象に日本がなってくるというところに、今後のリアリティがあるでしょう。しかし、その意味での「テロ対処」「ゲリラ対処」等は、この法案では先送りされていて、「昔の歌」が歌われている mismatch は否めません。

今回の有事法制の推進勢力はいったい誰なのかという問題は、制服組・防衛族・タカ派の悲願、根底にあるアメリカの圧力、このチャンネルで自衛隊が海外に出ていけるという日本資本

の要求などが絡んだ、複合的ファクターによるものと思われます。加えて古典的な理由としては、アメリカ経済がアフガン戦争後、好景気に転じたように、戦争は資本主義を活性化させる、不況を脱出させるという面もあるのではないのでしょうか。とにかく複雑な諸要素をひとつずつ解きほぐしていく必要があると思います。

憲法擁護闘争の現代的意味と労働運動

編集部 最後に、日本国憲法擁護闘争の現代的意義についてお話をください。

森 制定法としての憲法に着目すれば、条文が変更されないという意味での「憲法擁護」が大事であることに変わりはありません。これを根拠に違憲の政策や法を批判できるからです。有事関連3法案の廃棄を求める国民的な運動の盛り上がりなども反映して、法案のゆくえは現段階では流動的ですが、仮に可決・成立したとしても、有事法制の整備完了には、「2年以内」とするさまざまな立法がなお必要としていますから、2004～5年に戦争法制を完備する、というのが推進側のプランです。それとほぼ時期的に重なってくるのが憲法改定ですので、有事法制動向も改憲の動きをにらみながら見ておく必要があると思います。そういう意味では、仮に有事3法案が通っても、それでおしまいということにはなりません。

今回の3法案に即しても、これらが仮に成立しても、さらに別の法律を制定しないと動けない仕組みになっています。例えば、首相権限の強化の問題がそうです。「武力攻撃事態」とされると、指定公共機関や地方公共団体には必要な業務をさせるのですが、武力攻撃事態法だけでは、「総合調整」の場で「ウン」と合意をえないと業務をさせることはできません。「ウン」といわない場合は、首相に強烈的な「指示権」があつて、その指示にも従わないときは、最後には首相が自ら又は代って行うという、「直接執行」や「代執行」といわれている権限を与えることにも

巻頭インタビュー：森 英樹 氏に聞く

なっていますが、この部分は「別に法律の定めるところにより」となっているので、別の法律を作らなければ完成しない構造になっています。あるいは、自衛隊が動くときは米軍も同時に動くのですが、米軍行動の「自由」をどのように法的に確保するかも、先送りされてしまっています。「国民動員」については、「国民は協力に努めるものとする」という一般的・抽象的義務を定めたにとどまり、「罰則」はありません。もちろん、だから心配ないというものではありません。近年の日本社会に特有な、自治力を減退させた「自発的」な権力への協力が作動すると、“強いられる自発性”が働くので、そういう面も警戒しなければなりません。ただ、法的には少なくとも協力義務はないに等しいのです。具体的な国民動員の場面で、国民生活規制や協力調達をはかる部分も先送りされています。

武力攻撃事態法案の特色は、きわめて具体的な自衛隊の軍事行動を確保する部分と、先送りしてこれから整備すると宣言だけするいわば約束条項の部分との二つが、合体しているところです。その意味では妙な法律で、後者の部分については沢山今後の課題を列挙しています。法案21条以下に、これから「2年以内」に、米軍行動の円滑化とか、国民の生命・身体・財産の「保護」とか、国民生活・経済への影響を最小限にくい止めるための措置といった国民生活に直結するであろう、さまざまなことがどんどんでてくることになるでしょう。

実際問題として、このまま対米追従を続けていけば日本に何が起こるのかという点、おそらく、これも法案24条で先送りした「武力攻撃以外の緊急事態」でしょう。推進派の中核は、ここに込められたような包括的な「緊急事態法」を作りたいようです。国家緊急権、非常事態権限といったものを包括的に政府もしくは首相に与えるという、「緊急事態法」です。もっといえば「危機管理」法制です。しかし、これも先送りされました。

今回の法案は、あくまで自衛隊の軍事行動を実現する有事法制であり、だからこそ「国民のことは後まわし」という批判も呼んでいるのですが、防衛庁・自衛隊がかねてからねらっていたものなのです。民主主義に沿わない軍事とはしょせん国民のことを考えない、という批判がいみじくもあたっています。そういうものが機軸にあるだけで、残りは先送りされて、2年以内に整備するというのですから、憲法擁護のたかきと有事法制の全体を完備させることを許さないたかきとが、一体的に重要な国民的課題になってきていると思います。

言い忘れましたが、「有事法制」は日本でももうあるのです。自衛隊法、防衛庁設置法、安保条約関係の法律などがそうです。それらは、憲法と国民の監視によっていわば「不備」だらけにしてきました。「整備」されてこなかったのです。このたびの3法案がこれを「完備」する重要な一里塚の役割を果たすことははっきりしています。これを完備させない国民のたかきが必要です。

軍事法制に「不備」があつてそのシステムが動かないということは、例えば、ハイテクの産物である最近の乗用車が搭載しているコンピュータひとつ壊れるだけで動かなくなるように、総体としてシステムを完成させない限り、日本は戦争をやることはできません。したがって、息の長い運動がこれからも必要だし、その間に政府を変えてしまえばいいのです。自民党を軸とする政府は未来永劫に続くわけではありません。政権問題に本気で取り組み、2年以内に政権を交代してしまえば、この流れは完全にくい止めることができるのです。

もうひとつ、憲法擁護の「憲法」という言葉を、「この国のかたち」と理解するなら、すでに話したように「改憲」は多方面で進んでいます。労働問題でいえば、グローバル化対応による日本の資本主義の進路が、労働形態、労働時間、労働条件、賃金構造などのところで、憲法・労

基法等と戦後労働運動で築いてきた構造を根本的に変えようとする巨大な「転換」を進めていますが、それは憲法理念に反するのみならず、憲法的構造転換の機軸の一つになっています。他方、震源地を同じくしながら軍事法制の転換も進められようとしている。したがって、規制緩和と新自由主義による、労働領域の構造的な大転換と、有事法制による憲法的規制の「緩和」と自衛隊・在日米軍の「自由」な行動への大転換とは、まさに表裏一体のものとして出ているとみる必要があります。

もちろん「有事法制」は立法ですから、これをくい止めるために、国会請願やできれば反対のストライキ、かつての安保闘争を彷彿とさせるようなさまざまな運動を起こしていく必要が

あるわけですが、同時に、労働運動のそれぞれの現場で、労働基準の破壊、非人間的な労働力流動化、リストラ解雇の横行、労使関係における使用者権限の強化、労働者の健康破壊といった事態を、働く者の権利を武器にくい止めていくことが重要です。労働現場に憲法を生き続けさせることが、表裏一体の、一方の側の「構造改革」を実現させないことになるからです。それは、日本の「国のかたち」を反憲法的に変えようとする攻撃を実現させない運動ですから、有事法制を許さないたたかいにも直結するのだということを、労働運動は肝に銘じて現場で取り組むことだと思います。

(もり ひでき・憲法学・名古屋大学教授)

(2002年5月24日)

次号予告 No. 48 (2002年秋季号)

・巻頭論文：日本企業の海外直接投資の特徴と産業「空洞化」

(特集：日本の技術・職業教育と職業訓練)

1 日本の職業訓練の性格

山崎 昌甫

2 経営戦略と人材育成

竹内 真一

3 高校における技術・職業訓練

林 太郎

ドイツの労資関係と労働運動の今日の特徴

島崎 晴哉

(国際・国内動向)

・右傾化するEUの動向

・医療改悪

・パート労働

(書評)

・労働総研編集・相澤與一監修『社会保障構造改革』

・労働総研編集・大木一訓監修『日本経済の変容と「構造改革」

——労働運動からの分析と提言——

(新刊案内)

・田沼祥子著『いのち抱きしめて』

特集／欧州の労働と生活

「賃金・所得の社会化」と経済生活

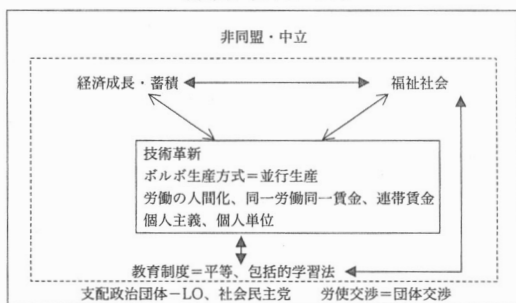
—スウェーデンを事例として—

猿田 正機

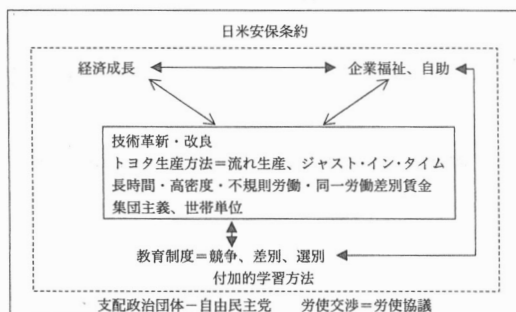
日本におけるスウェーデン研究にも長い間の蓄積があるが、その多くは社会福祉に関するものである。本稿が対象とする賃金・所得研究について、その成果は決して多くはない。その原因として考えられるのは、日本の労働運動とりわけ左翼労働運動が北欧の福祉国家を批判することはあっても積極的な意味で評価することは、ほとんどなかったことである（詳しくは、拙稿『「福祉国家」と日本の労働運動—「福祉国家・スウェーデン」を素材として—』『中京経営研究』第9巻第2号』2000年2月、所収を参照されたい）。両国の違いを筆者なりに図式化すると図表1のようになる。

図表1

福祉社会（スウェーデン）



企業社会（日本）



スウェーデンでは、主としてブルーカーを組織しているナショナルセンターLOと一体となって政権を担当してきた社会民主党などの政権の下で教育・医療・福祉の無料化・低料金化や児童手当、住宅手当などの充実などがはかられてきた。本稿は、これらを福祉国家の下での「賃金・所得の社会化」と捉え、賃金と「社会的賃金・所得」を総体として把握することによってスウェーデン市民の経済生活の実態に少しでも迫ろうとするものである。筆者は「所得」(income)という用語を、労働者が働いて得る賃金(wage, salary)に加えて、スウェーデン政府が国民に付与している無料・低料金の教育・医療・福祉、児童手当や住宅手当などを含めた広い概念として使っている。

1. 賃金と労働コスト

スウェーデンの場合には、いわゆる「レーン・メイドナー・モデル」に典型的にみられるごとく、生産性向上と連帯賃金・積極的労働力政策がセットとなって、国全体の生産性と賃金の向上が図られたことはよく知られている。宮本太郎氏は次のように言っている。「まず、労働組合が担うのは連帯的賃金政策である。これは、企業やセクターごとの生産性の相違や利潤率の如何にかかわらず、同一職種の労働に同一の賃金を対応させ、労働組合間の連帯を強化しようとしたものである」。結局、LOは、「中央集権的な労使交渉をとおして低賃金層の底上げを図ることで、労働市場全体での賃金格差の圧縮を図ろうとした。つまり、当初の『同一労働同一賃金』の構想をやや軌道修正し、職種間格差を含めた

賃金幅の縮小というかたちで連帯賃金政策の貫徹を図ったのである。」(『スウェーデンの経済』早大出版、34～35ページ) その結果、企業別賃金格差や男女別賃金格差は非常に小さくなり賃金の平等化が進んだ(藤本武『【国際比較】日本の労働条件』新日本出版社など参照)。しかも賃金は職種給であり、企業による人事考課・査定の入る余地はきわめて小さくなっている。最近、能力給や業績給などが広がってきていることは否定できないが、その全体に占める比率は日本と比べると格段に小さい。これを支えてきたのが職種別・産業別の労働組合であり、LOなどのナショナルセンターである。

しかも、社民党政権と LO などによって「賃金・所得の社会化」が大胆に進められたのである。これは税制をはじめ社会保障・福祉の全領域にわたる「個人単位」化と平行して進められた。保育・教育費の無料化・低料金化や医療や高齢者福祉などの低料金化をはじめ、児童手当や住宅手当さらには大学生や大学院生全員への奨学金の支給など社会的費用負担の軽減策が積極的に推進された。その費用は税金や経営者(雇用主)負担金の再配分政策、つまり「連帯」政策として行われた。

そこで、両国の賃金・所得の総体を、筆者なりに労働コストの面から一般化して図示すると図表2のようになろう。ここでのスウェーデンと日本の顕著な違いは、税金や経営者負担金が少ない分だけ日本の労働者の可処分所得が大きくみえるということ、そして、スウェーデンでは職務・職種給と社会的賃金がほとんどを占めているのに対して、日本では個々人の査定給と

企業別の福利厚生費がかなりの比重を占めているという点である。しかも、日本の場合には、本来的な「社会的賃金・所得」部分も階層ごとに格差をつけられおり、そのうえ賃金部分から子どもの教育費や住宅・老後の貯えなどのために預貯金をしたり生命保険などに加入したりもしなければならない。

スウェーデンと日本の賃金を比較する場合に、注意しなければならないことは、日本の賃金が男性中心の世帯賃金、つまり男性の自然年令なり勤続年数に応じて賃金が上昇するのに対して、スウェーデンの賃金は「個人単位」社会に対応した賃金だという点である。日本企業の賃金が年功賃金であろうと職能給であろうと男性中心の世帯賃金という基本的性質は、依然として変わっていないとみてよいだろう。他方、スウェーデンの場合には、基本的に同一労働同一賃金の原則が貫いており、同じ仕事をしているにもかかわらず年令や性別によって大幅な賃金格差が生ずるというようなことはほとんどないといつてよい。

賃金体系については、'80年代以降賃金交渉の分権化が進み、それと並行して90年代以降になると賃金体系が複雑化しつつある。しかし、ブルーカラー労働者の場合には、基本給に相当する職種給と勤続給がほとんどであり、査定による賃金格差はきわめて小さくなっている。ただし、エリクソンやボルボなどの多国籍企業や外資系企業のホワイトカラー労働者の場合には、職務給が導入されており、職務間に比較的大きな賃金格差がみられる。これら企業のホワイトカラーの多くは産業別労働組合 SIF に所属し、

SIF はホワイトカラーのナショナルセンターである TCO に加盟している。賃金水準も LO 加盟の金属労組よりはかなり高くなっている。また、スウェーデンでは教育、医療、福祉など国民生活にとって重要な部分は、その多くが依然としてパブリックセクターによって担われており、

図表2 労働コストと賃金

スウェーデン

職務・職種給	税金	経営者負担金
--------	----	--------

能力給
事業成績など

日本

査定給 基本給(総合決定給)・職能給	年齢・勤続 及び家族給	税金	雇用者 負担金	経営者 負担金
-----------------------	----------------	----	------------	------------

特集・欧州の労働と生活

そこで働く労働者は全労働者の約3割を占めている。そこでは賃金決定に占める査定的位置はきわめて低くなっている。

2. 所得の構造

スウェーデンの場合には「専業主婦」という言葉が死語となっていることから分かるように、日本のように夫の賃金・収入のみで一家の生計を立てるというケースはほとんどない。個々人の年齢や置かれている立場などによって様々であるが、基本的には賃金と「社会的賃金・所得」が個々人の経済生活を支える柱となっている。スウェーデンにおける所得再配分の原則は、経済力の弱い家庭に、また家庭経済の逼迫する時期（とくに有子世帯）に集中的に税金還元を行うことであるという。目的とするところは、各家庭の生計自立であり、貧困の予防である。

(1) 税金・経営者負担金と労働コスト

所得の再配分を考える上で、まず問題となるのは、どのようにして財源を確保するかということである。図表3は、2000年時点の労働コストの中味を図示したものである。この事例では、いわゆる「税込み年収」は209,300SEKで、年間手取り賃金総額は148,700SEKとなる。日本円にして約193万円である。月給12,392SEKで、日本円にして約16万円である。ただし、労働コスト

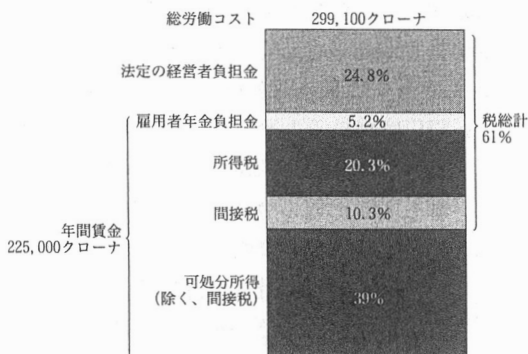
にはこれに経営者負担金加わる。これと税金などの総計は労働コストの61%を占めている。その内訳は、法定社会保険分担金が全体の24.8%、年金分担金が5.2%、地方所得税が20.3%、間接税が10.3%である。その結果、間接税を除く可処分所得は39%になっている。さらに、経営者負担金の内訳をみておきたい。ただし、2000年度の内訳は入手できていないので、1999年度でみておきたい。1999年度の経営者負担金は労働コスト全体の33.06%で、その内訳は老齢年金保険料6.4%、遺族年金保険料1.70%、疾病保険料7.50%、労災保険料1.38%、育児保険料2.20%、労働市場（失業）保険料5.84%、一般給与保険料（職位調整）8.04%となっている。

スウェーデンでは、基本的に雇用主が一人の労働者にかかる人件費の一部として保険料（一種の雇用税）を国に納める方式がとられており、労働者自身が給与から支払う自己負担料金は、数%にすぎない。このようにスウェーデンの保健・医療財政は他の北欧諸国と同様に、保険ではなく主として税金を財源として運営される。スウェーデンで社会保険の拠出を経営者負担とすることが法制化されたのは1973年のことである。

(2) 所得再配分と性別所得格差

スウェーデンでは所得の再配分がどのようになされてきたかを性別所得格差の推移からみておきたい。アニタ・ニーベリは所得の構造を図表4のように分類している（Anita Nyberg, Women, men and incomes, 1997, p10）。大きくは「市場（=要素所得）」と「福祉国家」による所得の再配分である。ニーベリによると、1994年時点で男性よりむしろ女性にプラスとなる所得のタイプは、養育費立替払い金、両親保険、住宅手当などである。逆に、男性に有利となっているのは賃金・俸給、職業訓練補助金などである。両性が比較的平等に恩恵を受けている所得としては児童手当、勉強手当、疾病手当、

図表3 労働コストの中味（2000年）



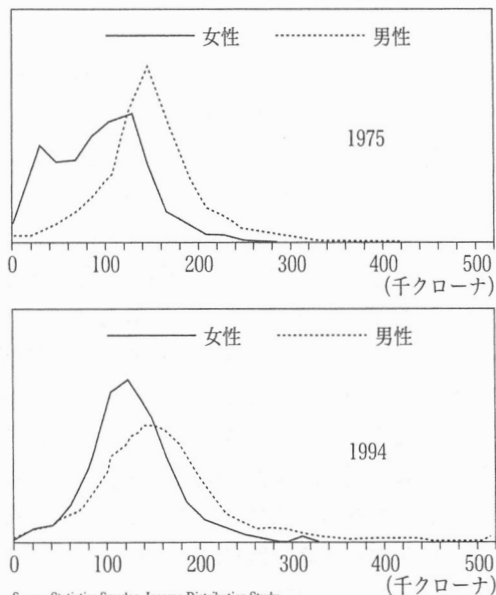
(注) Facts about the Swedish Economy 2000, SAE, p.56. による。

図表4 所得構造

市場 (=要素所得)	+ 稼得 (賃金、俸給、事業所得) + 利子 + 配当 + キャピタル・ゲイン
福祉国家 所得比例手当 (課税)	+ 疾病手当 + 両親手当 + 失業手当や訓練補助金を含む労働市場援助金 + 年金
家族手当 (非課税)	+ 児童手当 + 養育費立替え払い金
ミーンズテスト付手当 (非課税)	+ 住宅手当 + 社会的援助
その他	+ 奨学金 + その他の手当
負の移転	- 税金 - 学生ローンの返済金 - 養育費立払いの返済金
= 可処分所得	

(注15) Anita Nyberg, Women, men and incomes, 1997, p.10.

図表5 個人可処分所得の分布
—1975年と1994年の比較—



失業手当や年金などが挙げられている。

アニタ・ニーベリによると、1994年度の数字になるが、所得の再分配によって、賃金総額の39.7%を占めるにすぎなかった女性の総可処分所得は44.6%に上昇している。男女間格差は80.3

%である。また、図表5によると、個人の可処分所得の分布状況が、1975年から1994年の約20年間で大きく変化し、依然として女性より男性の方が高額所得に偏っているが、以前と比べて、かなり両性が類似のカーブを描くようになってきていることが分かる。

3. 「社会的賃金・所得」と生活

スウェーデン社会の原則は「個人単位」社会であり、賃金について言うとき、男女ともに自分の稼いだ賃金・俸給で生活できることが当然とされている。しかし、これだけではなく、子どもやハンディキャップのある人々を含めた国民全体の生活の安定や人間的発達を個人として保証しようというエコノミック・セキュリティがビルトインされている。それが教育・医療などの無料化・低料金化であり児童手当、住宅手当や年金などである。これらは父母や世帯とは無関係に子どもやハンディキャップをもつ個人に対して保障するシステムになっている。だから、父母が結婚していようがいまいが、育ててくれているのが誰であろうが、関係なく保障される仕組みになっている。この点は日本人がスウェーデンの賃金・生活を考える場合に決して忘れてはならない点であろう。

「社会的賃金・所得」という用語を使っていない場合が多いが、エコノミック・セキュリティについては、すでに日本人研究者の多くの指摘がある。例えば、高島昌二氏は最近の著書で、次のように言っている。「スウェーデンでは個々人の生活費や家計費を計上する場合、貯金、教育費、医療費、生命保険などの項目にあまり注目しない。それぞれの費目について特別経費を計上する必要がないからである。将来が不安で日本のように貯金にあくせくする必要がない。失業した時は『失業保険金』ないし『職業訓練手当金』の支給で生活を維持することができるし、病気になって休業を余儀なくされれば『傷病手当金』が支給される。さらに労働に堪えら

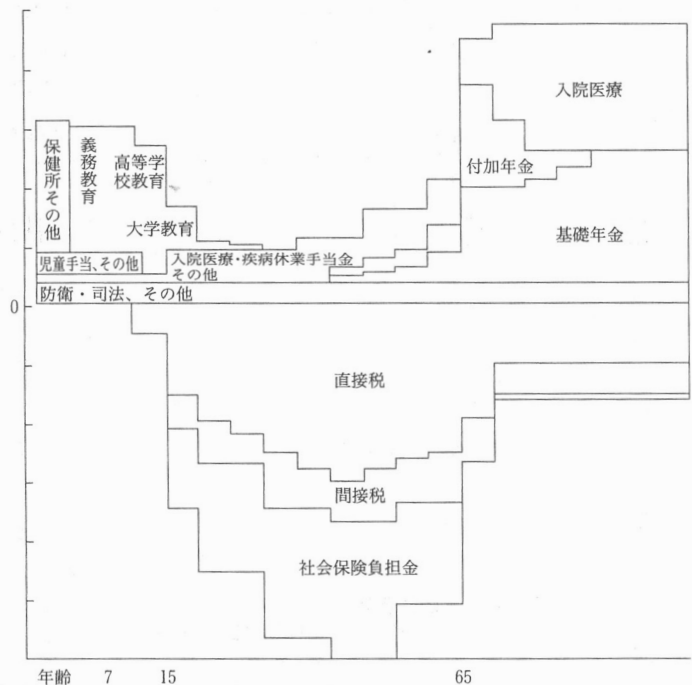
特集・欧州の労働と生活

れない身体状況になれば『労災保険金』か『早期退職（障害）年金』が支給されるので、それで生活を維持することができる。また定年退職の年齢（65歳）に達すると『国民基礎年金と国民付加年金』の開始と連結しているので、再就職しなくても充分暮らしていける。医療保険とコンミュンによる在宅サービスがうまく機能しているので、生命保険に入る必要性もない。」（高島昌二『スウェーデンの社会福祉』ミネルヴァ書房、2001年、153～154ページ）また、スウェーデンの場合には、弱い立場にある子どもたちやハンディキャップのある人々に対する経済支援策が何重にも張り巡らされており、若者が安心して勉学に励める教育環境や若い男女が共同生活を安定的に送れる生活環境が整備されている。

G・エスピーン・アンデルセンは「社会的賃金」を「延べ払い」された賃金とし次のように述べている。この「延べ払い」される社会的賃金は、労働者がその交渉力によって直ちに実現できたはずの消費拡大を、自ら後延ばしにするということをも前提としている。しかしながら、それは複雑な交渉過程である。これが広く受忍されるための前提は、賃金生活者間の連帯だけでなく、一方における賃金生活者と、他方において直接の受益者になる可能性が最も高い人々すなわち主として高齢者との連帯でもある。」（『福祉資本主義の三つの世界』ミネルヴァ書房、187ページ）ここでも強調されているのは「連帯」である。

図表6は、スウェーデンではよくみかける「人生サイクルにおける公共サービス、社会保険」の図である。日本の研究者にも、この図を引用する人は多いが、スウェーデンのエコノミック・セキュリティを理解するうえできわめて有効である。人生サイクルにおける経済的な義務と権

図表6 人生サイクルにおける公共サービスと税・社会保険



利を労働者や国民がよく理解することが「連帯」の基礎を築くうえで必要であるということであろう。年金受給者には住宅加給などの制度があり、そのほかにも新築ならびに改築に対する国の助成金や、コンミュンによる住宅改造資金手当制度がある。このように老後の心配が少ないだけでなく、医療費や子どもの教育費などがあまりかからないことがスウェーデン人の貯蓄率を低くしているのである。

図表6（高島昌二）はスウェーデンの高齢者の年金収入と可処分所得の関係をケースごとに示したものである。高齢者の年金収入には最高額と最低額で3.37倍の格差がみられるが、可処分所得になると1.62倍にまで縮小している。ここにも所得の再分配による市民生活の平等化をみてとることができるであろう。

おわりに

スウェーデンの労働運動は、社会民主党と協力し合って「包括・普遍主義」と「平等主義」

にもとづき、個人単位で市民生活の安定・充実を図ってきたということが出来る。このスウェーデンの高福祉・高負担の社会政策が国民の強い支持の下に行われてきたことは多くの研究者が指摘している。たとえば、訓覇法子氏は次のように述べている。「福祉政策に対する高負担、税金による賦課方式と公共運営は、長期的でしかも強固な支持を得てきた。とくに、社会政策の中心をなす医療サービス、高齢者ケア、学校教育、雇用政策の公的負担の減少を希望する人は極めて少ない。高齢者ケアに対する公的負担の支持率は、90年に入って著しく上昇している。また、サービスやケアの公的運営の支持率も非常に高い（保育を除いて80,90%）ここ10年間変化しないどころか、医療サービスと保育分野での支持率は大幅に増加している。」（『世界の社会福祉①』180～181ページ）

A・ベリマルク他は次のように述べている。「記録に値するのは、所得の不平等が、特に後半期に相対的に豊かな部分で、増加していることである。」この「所得の不平等が1990年代にスウェーデンで増加したという事実は、福祉プログラムにおける多くの変化の性格と並んで、普遍的福祉と正常に結びついている質の個々の低下が起こっているという結論を引き出すようそそのかしている。しかしながら、その基礎的な諸要素に関する、基本的な特徴—そして、1990年代後半期の回復の文脈で見ると—スウェーデンの福祉国家は今日10年前とほとんど変わらない。この安定の理由の一つが国民間での普遍的モデルへの支持である事はほぼ間違いない」（A・ベリマルク、M・トゥースルンド、E・リンドベリ（高島進・福田静夫訳）『お恵みを越えて—スウェーデンにおける連帯と福祉国家の移行』未刊、11ページ）。スウェーデンもEU加盟や国際競争の激化の下で、後期高齢層の増加や移民問題など今後多くの社会問題を抱えている。A・ベリマルクなどは最後に次のように言っている。「スウェーデンは、では、波瀾に富む

1990年代の間、連帯性の低い社会になってきたのであろうか？この時点ではこの問題への明確な答えはない」（A・ベリマルク他、17ページ）。われわれにとってもスウェーデン国民の「連帯」が今後どうなっていくのかは興味あるところである。

この「連帯」と社会的賃金の関係についてG・エスピン・アンデルセンは次のように述べている。「どのような形態をとろうとも、延べ払いされる社会的賃金戦略が存続可能かどうかは最終的には繰り延べされた賃金を将来において徴収しうるか否かにかかっている。」（前掲書、199ページ）「しかしながら、経験的証拠から解することは、延べ払いされる賃金戦略の限界が、厳密には必ずしも財政的なものではないということである。すなわち、支出増大に即して増税する政府の能力は、労働者階級の権力動員や社会的コーポラティズムの強さにはっきりと相関していると思われるのである。したがって、経済政策の選択と密接に関連しているのは、一国の『連帯』能力であることになる。『連帯』能力はまた、国が伝統的な政策手段を超えて進む能力の点でも、重要な要因である。」（前掲書、200ページ）その好例はスウェーデンだが、「社会的賃金」戦略が必ずしも容易ではないと、指摘している。

スウェーデンの経験から教えられることは、困難ではあっても社会保障・福祉を含めた広い視野から連帯の視点を入れて賃金問題を考えることこそが、日本の労働者・国民に求められているのではないかということである。日本の労働者は雇用者と失業者、パート、専業主婦などと差別・分断されているだけでなく、同じような仕事をしている労働者ですら企業別、産業別、男女別などでお互いに競争させられ、バラバラにされている。民間労働者と公務員労働者の間にも連帯や賃金・所得の再分配という発想はまったく見られない。まして、若者と高齢者や男女の経済的な連帯などという言葉は、ほとんど聞

特集・欧州の労働と生活

いたことがない。各自が自分の職場で賃金・労働条件の改善に取り組むのが精一杯、それすら難しくなっているというのが実情であろう。しかし、各企業での賃上げ要求だけではなく、労働者・国民として賃金・所得の再分配をどうしていくのかを明確に提示すべき時期にきているのではないかと思われる。労働者・国民の「連帯」を精神的のみならず、経済的にどうはかっていくのか、それを労働組合は提示すべきであ

ろう。その際、ライフサイクル全体を見通した運動と各層の「連帯」の視点は欠かせず、今こそ、日本の労働者をはじめ国民全体にその意味の深い理解が求められているのではないか。（詳しくは、拙稿「研究ノート・『賃金・所得の社会化』と生活一スウェーデンを事例として」『中京経営研究第11巻第2号』2002年2月、を参照されたし。）

（さるた まさき・会員・中京大学）

雇用か、賃金か オランダ労働組合の経験

竹内 真一

まえおき

オランダは、小国である。大国であったのは、日本の江戸時代にさかのぼる昔のことである。

「追いつき近代化」の文化のなかで育った私たちの世代にとって、ふつう西欧とは、イギリスであり、ドイツであり、フランスであった。イタリアは、やっとその仲間にはいる。だから、私にとっても、オランダは「遠い国」である。受験勉強（東インド会社）と文明論（治水と運河）の記憶が、そのイメージをささえている。

それが、はじめは必要に迫られて、やがて私的な興味から、しばらくオランダの労働組合のことを調べるようになった。たよりにしたのは、主に英語文献である。本文は、その短い研究のレポートである。

雇用か、賃金かは、この十数年、先進国の労働組合につきつけられている難問である。もちろん、その解は雇用だけ、賃金だけ、ということではない。が、労働組合の対応はどちらかに軸足をおいたものにならざるをえない。多くのばあい、それが否定できない現実である。「経済

的改善と失業のあいだのトレード・オフ」は、労働組合の要求の足をひっぱる。オランダの対応は、労働党の当時のスローガン“jobs, jobs, and more jobs”が伝えるように、雇用に軸足を置いた賃金抑制（実際は切下げ）と労働時間短縮のシステムづくりであった。政府の財政支出・社会保障の切り詰め、減税への取りくみとあわせて、1997年以降、それは「ポルダー・モデル」とよばれて、国際的な注目を集めている。

新しい中央統制的な調整システムは、ワッセナー合意（1982）から新路線協定（1993）にかけてつくられた。雇用の成長と政府赤字の縮小に現実貢献したという「実績」が、高く評価されている。その名声は、国内よりむしろ国外で高い。かつて「オランダ病」のそしりをうけたこの国の識者にとって、評価の逆転は「驚き」であったといわれているが、それは国内の反応の複雑さを示唆している。

はじめにのべた「必要に迫られて」の研究の中身とは、以上のことである。

他方、この時期には労働者と労働組合の権利のいくつかの改善、拡大も実現した（年表参照）。わが国で関心を引いた「フルタイム労働者とパー

トタイム労働者の均等待遇原則」(1996)も、そのひとつである。

オランダの組合統一の歩みがしめすように、この時期、「柱状社会」オランダの解体が休むことなくすすんだ。1982年の社会民主系とカトリック系のふたつのナショナル・センターの合同は、その過程の産物である。

「柱状社会」とは、日本でいう「タテ社会」のことである。造語者の意図は別にして、「タテ社会」論は日本の大国化と対外進出のイデオロギーに組こまれた。そして、「日米経済戦争」の結果としての「日本的経営」の転換とともに、「タテ社会」論もいまでは口の端にのぼることは少なくなった。「タテ社会」はオランダでも社会的制式的残りものだが、日本ではイデオロギー的虚構となつた。「私的な興味から」といったのは、両国の比較が触発する社会形態の変化への、まだ持続している自問自答のことである。

経済的な緊迫を背景に制度化されたオランダの賃金調整システムは、最近の経済的活況の到来のなかで、再編の時期をむかえている。新路線以来さらにつよまった労使関係の「分権化」——労使交渉の産業別と企業単位への移行は、そのまぎれもないあらわれである。アメリカの「ニュー・エコノミー」に感銘した経営者の新提案は、その動きをいっそう企業本位に方向づけようとしている。コルポラティズムの伝統がなお根深いオランダの中央統制的賃金決定システムは、「現代化」の舵をどちらにとるかという岐路に立っているといえる。それは、西欧的な社会モデルの今後を占うひとつとして注目される。

1. オランダ労使関係の横顔

西欧諸国中オランダは、20世紀前半の歴史の激動からもっとも手痛い経験をした国のひとつである。第一次大戦では経済が停止し、記録的な損害をうけた。大恐慌時には失業はオーストリアにつぎ、失業保険資金も尽きている。第二

次大戦では資源と資産の三分の一が破壊されたという。わが国とちがう戦争と恐慌の体験が、この小国の現代史に刻みこまれている。独特の宗教的伝統を背負っているが、戦後のオランダの協調的政労使関係は、この体験をぬきにして理解は難しい。

ある研究によれば、オランダの政労使関係の特徴の第一は、制限つきではあるがマクロ経済政策の優先性である。「マルク圏」に属するオランダ中央銀行の通貨政策は、「物価の安定、堅固な通貨」を原則としている。第二にあげられるのは、高度に調整された全国的な、また産業別の国交システムである。団体協約は法的拘束性をもっている。産業別の紛争は少ないが、ストライキは高度に組織化されしいる。しかし、同時に国家の賃金抑制的干渉も伝統的に根強い。

オランダでは、社会・経済政策と政労使関係づくりに二つの全国的機関——労働組合と経営者団体で構成される中央レベルの民間機関としてSTAR（労働財団、1945発足）と公認の政労使三者構成のSER（社会経済審議会、1950設立）が支配的な役割をもっている。前者はワッセナー合意と新路線協定を準備する主役となり、後者は全国・産業・会社と三層の協議の最高機関であり、議会がその大権を放棄したとき、社会・経済立法にさいしての政府の諮問機関であり、賃金政策の目標額設定にも関与している。コルポラティズムの代表例としてオランダがあげられるのも、戦後持続したこのようなシステムによるところが大きい。

オランダの戦後経済は、西欧とほぼ歩みをとりにしている。おおよそそれは、1945～55の経済再建期、55～70年代初めの黄金期、70年代の停滞期、80年代の深い不況（とくに84年の失業率は戦後最高の13%）、85～90年代の経済反転期（99年の失業率は3.5%）にわかれる。政労使関係もそれとともに山坂をこえてきた。戦後再組織された中央統制的政労使関係は、1945～70には成功裏にはたらいだ。70年代は困難で、労使

特集・欧州の労働と生活

紛争の多発する時期であった。80年代に再生した政労使関係は、中央統制から分権化への動きのなかで、新しい世紀を迎えている。

2. ワッセナー合意と新路線協定

ポルダー・モデルの端著となったのは、ワッセナー合意である。それは、90年代はじめの政労使協調システムの危機をへて、新路線協定として再編された。

ワッセナー合意を締結させたのは、石油危機にはじまる当時の西欧先進国の経済的動揺である。

1970年代は、天然ガスの輸出に支えられた経済的ブームの時期であり、いわゆる「オランダ病」が表面化した。ブームに発する実質為替レートの上昇、過大なギルダー高は、オランダ製品を市場から閉めだした。その結果、この小国の開かれた経済と高い雇用・賃金は難局をむかえた。また、スウェーデンに次ぐといわれる手厚い社会福祉も、ブームのあと財政収支が赤字に転ずるなかで、その財政的支えを失うことになった。ワッセナー合意は、そのような失業の増大をとまなう経済不況のなかで結ばれた。

石油危機のあと、当時の中道左派政権は早くも賃金・所得のストップ政策にふみきしたが、成功しなかった。そのあとを受けた中道右派政権（1977～89、キリスト教民主党と自由党の連立）は、第二次石油危機のなかで三度にわたって賃金に介入し、病気を理由とした欠勤（アブセンティーズム）の対策をめぐって組合と紛議を重ねた。しかし、ドイツ連銀を後楯にするオランダ中銀の為替政策は強硬で、経済危機の深まりとともに、政策変更の必要だとする認識はひろがっていた。

国際情勢も、また緊迫していた。

その頃欧米では、新自由主義の潮流をめぐり歴史的攻防が激しさをましていた。それはなによりも政権の掌握、政策の変更としてあらわれた。イギリスでは、1979年にサッチャー保守党

首が首相が就任し、反労働組合政策を強めていた。82年のフォークランド紛争の勝利は、世論の流れを変えた。84年サッチャー政権は炭坑労組と対決し、その争議を制圧した。アメリカでは、レーガンが大統領に就任し（81）、西ドイツでCDU中心の連立政権が成立した（82）。フランスでは、81年に大統領に選出されたミッテランの社会主義政策が失敗し、翌々年のその大転換は、ヨーロッパ統合への歴史的流れを決定的なものにした。

第二の事情として、時短闘争の前進はあったが、労働組合運動が守勢に転じたことをあげなくてはならない。1980年には、当時最強といわれたイタリアの労働組合が、労働者内部の分裂からフィアト自動車会社の解雇通告を受諾した。またフランスでも、ミッテラン政権の民有化政策のなかで、ルノー工場のCGT組織は大きな打撃をこうむった。

小国は、大国の動きに敏感である。とくにオランダは、ドイツ連銀の通貨政策の強い影響下にある。その政労使関係の動きは、こうした当時の情勢を背景として理解する必要がある。

ところで、1982年に成立したワッセナー合意の土台になったのは、次のような認識——「より多くの雇用の創出と失業に反対するたたかいにとって欠かせない高水準の投資のためには、高水準の利潤と、だから賃金のより低い分け前が必要とされる」（⑧）があった。合意はi）労働組合の賃金抑制への協力、ii）企業の雇用確保と労働時間短縮、iii）政府の財政支出の削減・社会保障改革・減税実施を中心目標にしているが、節度ある賃金（物価—賃金自動調整の放棄）と労働時間の短縮のトレード・オフが、合意における取引の基本的内容である。以前の協定とちがって、「望ましい、あるいは期待される賃金」の今後の具体的指標は書きこまれていなかった。

ワッセナー合意後、有効期間二年の労働協約の三分の二が更新されたが、そこでは労働時間

の5%減(40時間→38時間)とだきあわせで物価調整が中止され、1985年頃には生計費条項は事実上なくなった。それは実質平均賃金の9%近い引き下げを意味し、80年代の利潤水準の回復と投資の増加をもたらした。また、中央計画局(CPB)の算定は、80年代には賃金抑制によって25万6000口、パートタイムによって25万口の職がつくりだされる一方、労働時間(帯)短縮によってうみだされたのは3~4万口にすぎなかったとしている。事態は筋書きどおりに進んだわけではない。雇用状況を一変させたのは、労働時間数の減少による追加的ワーク・シェアリングというより、その後にやってきた主に女性と若者による低賃金のパートタイム職の急速な拡大であったと指摘されている。

1989年、ワッセナー合意の立役者であった組合指導者が入閣し、キリスト教民主党和労働党の連立政権が生まれ、その直後、政労使は「成長、雇用、課税緩和、賃金抑制」を約束した共同政策骨子で合意した。当時の経済展望は楽観的で、労働力率の増大を条件としながら、協約賃金、最低限賃金と諸手当の回復を当てにしていた。

しかし、その予測をくつがえす歴史的な大変動がヨーロッパを巻きこみ、1991年夏にはオランダのkolporatizmusを動揺させた。その第一はソ連圏の崩壊に発したドイツの通貨統合と政治的統一の衝撃である。統合後、巨額の補助金が旧東ドイツに流れた。ドイツ連銀は政策金利を高めに維持してインフレのリスクを防ごうとしたが、その影響は西欧にひろがった。「金融を引き締めた結果、西ヨーロッパ全体で景気が低迷し、失業率は第二次世界大戦後最悪の水準にまで、上昇した」(⑦下、216頁)。

一般的な不況の到来によって、新路線協定までの三年のあいだ、オランダの協調システムの危機がつづいた。

経済成長の予想を下方に訂正し、財政緊縮を政策のトップにおいたオランダ政府にたいして、

「利潤の高成長」を理由とした労働組合の賃金抑制継続の拒否、社会保障費の抑制が不十分だとして政策骨子から手をひき、労働財団と政府の定例会合に出席しないという経営者団体の通告、また、障害者保険の計画変更で政労使の三者の足並みのみだれ、最大労組オランダ労連と労働党の関係のかつてない悪化が、その一連のあらわれである。

くわえて、三者協調の合意が「いつも遅すぎる」ことを理由に、自由党や閣内の社会民主者は「政治の優先性」への復帰を主張した。さらに92年には、障害者保険の労使管理の不始末といきすぎを理由に社会的当事者(労使)の権限を縮小する改革が提起された。

また、この年には、約50万人の未組織労働者の労働協約拡張の法的有効性をめぐって、中央計画局長官が、後にはOECDや経済関係省と手をくんで攻撃した。また、協約の拘束性は低技能の労働者を法定最賃以上で会社にかかえこませ、その結果起業の意欲に水をさし、競争をさまたげるという評論家の非難の声もやかましかった。

しかし、協調体制危機の核心は、もちろん賃金紛争である。労働組合の賃金要求は、景気の落ちこみを過少に見積もった中央計画局の予測をふまえていた。それにたいして、経営者は賃上げゼロのキャンペーンをはり、社会関係相は賃金凍結法案を上程し、当事者に圧力をかけた。また組合は週労働36時間の要求をつよめ、経営者は次期協約での時間短縮を拒否した。交渉はいきづまり、93年はじめ現協約の失効を延期し、2か月の息ぬき期間がおかれた。そのあいだに、10万の勤め口が失われたといわれる。この頃賃上げ要求をつらぬくことは困難という組合幹部の判断から、賃金抑制と労働時間減少をトレード・オフした新路線協定(94年からの多年間協定)が結ばれた。だから、新しい協定はワッセナー合意と多くの類似点をもっていた。

ところで、ヨーロッパ統合のルールをひいた

特集・欧州の労働と生活

マーストリヒト条約は、1991年末に成立した。その直後の92～3年には、ヨーロッパはアメリカのヘッジファンドを先導者とする猛烈な為替投機に襲われた。マーストリヒト条約はユーロ参加の条件として、インフレ率、政府赤字・同債務残高の対GDP比などのきびしい「収斂基準」を決定した。

オランダのGDPの8割を輸出入品に依存し、貿易自由化と競争の風向きは国運を左右する。「ヨーロッパ統合の旗降り役」を演じてきたオランダの政策決定に、マーストリヒト条約と為替投機があたえた影響は容易に想像できる。新路線協定の締結も、国内的視点だけでなく、この文脈からも掘りさげられねばなるまい。

しかし、新路線協定はワッセナー合意のただの焼直しではなかった。雇用の弾力化のために、分権化（脱中央化）、労働時間の融通性、好ましくない雇用率改善での協力などが、新路線協定の「新しさ」として指摘されている。とくに経営者側は、雇用関係のいつそうの弾力化にくわえて、会社に都合のいい雇用条件をゆるすように賃金設定のいつそうの分権化をせまり、組合側は地方組合代表や事業所評議会が地方的実施にかんする折衝にふくまれるという約束で、それを受け入れた。

正規雇用よりパートタイム労働の拡大に拍車をかけ、オランダ経済を片稼ぎから高雇用・共稼ぎに転換した新協定について、ある研究はこのべている。

「新路線」では、組合ははじめて産業や企業内の労働時間数や労働時間帯の差異化をみとめた。これは80年代はじめに主張された全面的な労働時間帯の縮小という実践とのはっきりした決別であった。新路線協定は事業側の要求と労働者の安全の双方を考慮した新しい均衡に達することが目的だと主張した。その意味するところは、はじめて労働組合が労働のいつそうの弾力化にたいする反対をゆるめ、他方経営者が労働時間帯短縮の申請とパートタイム労働の申請

を受け入れたことである」(③)。

新路線協定締結の翌年の1994年、福祉改革を争点にした選挙の結果、1717年以来はじめて宗教政党が政権をはなれ、労働党が入閣した連合政権が成立した。冒頭の労働党のスローガン「仕事、仕事、もっと多くの仕事」は、当時のものである。新内閣の優先政策は雇用におかれた。

新路線協定は、年表のしめすように、95年と97年に二度改定されている。しかし、日程表を意味する「カレンダー」とか「アジェンダ」という用語がしめすように、その内容は展望の不確かさを示唆するかのよう、大雑把でかつあいまいなものがあつた。

他方、労使の当時者は労働財団を舞台に、契約の「現代化」と解雇禁止法にかんする討議をはじめ、96年に「弾力性と安全性」協定に合意した。目的には中核労働者の解雇保護の引下げと「代表的」でない労働者の雇用と社会的安全の向上があげられているが、低賃金レベルの導入という労使合意は双方の妥協というだけでなく、また正規の雇用労働者と不安定労働者のあいだの妥協、あるいは折り合いの産物ともみられている。その一環としてフルタイムとパートタイム労働者の「均等待遇原則」が確立されている。他方、同年の新しい労働時間法は週労働36時間制が実現したが、企業レベルで交渉の余地を今後にのこした。この時以降は週労働時間の実質的短縮は協議にのぼることはなく、逆に好況と労働力不足の背景に、最近では週40時間への再拡張が議論されている。それは不況期の賃金切り下げが時短運動にもたらした逆転換であり、賃金と雇用をトレード・オフしたポルダー・モデルの矛盾が表面化とみてよい。

3. ポルダー・モデルと労働組合

グローバリゼーションのもとで、1980～90年代初めにかけて、ヨーロッパ経済は構造的な危機に見舞われ、労働組合は守勢に立った。守勢のなかで、協調体制を復活させたオランダの労

働組合の実践を、どう評価すればよいのだろうか。事態は進行中であり、研究と討議の深化が必要である。しかし、セカンド・ベストであれ、サード・ベストであれ、オランダの実験は検討に値するものをもっている。東洋の君主国の「和をもって貴しとなす」労働組合の実践とくらべると、そこには天地の差がある。

では、オランダでの議論や評価はどうだろうか。そのいくつかを、肯定的な意見から紹介しよう。

オランダの労働組合の組織率は、1945～75年では40%前後である。70年代の高揚期に新組合員は増加したが、近隣諸国ほどではなかったという。79～86年には35%から25%に低下した。97年の組織率は28%である。その頃のフルタイムの組織率は32%、パートタイマー（週12～35時間）は18%になっている。フルタイムだけをみると、西ヨーロッパで中間のレベルといえる。

このような組織率を念頭において、ある「労働者の態度調査」の結果は、こういつている。

「組合加入の有無をとわず、たいていの労働者は、組合は労使関係と社会条件に貴重な貢献を、企業と社会のなかでおこなったと感じている」(①)。

彼らの75%は被用者の集団的利害の保護に組合は必要であり、55%は全労働者の利害をまずまず充分に考えているとこたえている。

これは労働者の一般的な組合感の一例であるが、一連の研究はポルダー・モデルそのものをこう肯定的に評価している。

「従来よりも拘束された経済の政策環境と、外部労働市場の圧力に適応をもとめる会社への強制がましているもとでさえ、ヨーロッパの社会モデルの救済が可能であることを、オランダの経験はしめしている」(③)

「世紀の転換期は、労働市場の管理でコルポラティズム的制度や福祉政策を維持してきた多くのヨーロッパ諸国での雇用の回復によって、一

層陰影に富んだものになった。

ヨーロッパのより大きな諸経済制度の雇用は、1990年代にわたって停滞したままであったが、他方オランダ、アイルランド、そしてノルウェーのような国々は、90年代後半には、アメリカと肩をならべる雇用実績をしめし、そして、イギリス、ニュージーランド、オーストラリアよりもぐっと立派な結果をみせていた」(⑥)。

ヨーロッパにおしよせるニュー・エコノミーの攻勢を考えると、この評価にしめされた自負は、理解されないわけではない。

だが、オランダの労働組合の実践が、指導者と活動家と一般組合員の団結と自覚、組合員と非組合員の連帯を維持し、情勢の変化におうじて攻勢に転ずる力を温存してきたかを問うと、そこでは議論はわかる。批判的な意見はポルダー・モデルの実績にも疑問をなげかけるが、とくに労働組合の姿勢にその矛先をむける。

一貫して批判的見解を展開する研究のひとつは、諸組合の信頼性の急速な低下、正規・有給の被雇用者のためだけの利益集団化(組合員180万人中、18%をしめる失業者の声が反映されていない)、交渉当事者としての姿勢のあいまい化、政府と諸組合の経営者への屈伏などをあげ、その現状を「堀り崩される姿勢」ときめつけている(その詳細は⑦参照)。

おそらくマーストリヒト条約の締結以後のことだろうか。西ヨーロッパのナショナル・センターの姿勢をめぐる、「階級的(あるいは歴史的)妥協」なのか、「新しい協調」なのかを問う声は、知識人のあいだにもある。また、ナショナル・センターをはじめとする上部組織の姿勢を批判するだけではない。よかれあしかれ、それに反発する組織的運動が、職場と地域に(ときには産業別組織をまきこんで)さまざまにひろがっている。EU統合へのヨーロッパ的激動のなかで、ある意味では、それは当然のうごきでもある。

さきの批判的見解も、その動きのひとつであ

特集・欧州の労働と生活

る。しかし、その組合批判がつぎのような労働組合の歴史的理解と結びついているなら、オランダ労働組合の歴史にてらして、やはり性急な見方ではないかとおもわれる。

「第二次世界大戦以降、全国的レベルで、オランダの諸労働組合は対政府関係はもちろんのこと、対経営者関係でも強力な交渉の姿勢を維持してきた。1980年代と90年代の初めをとおして、この強力な姿勢はただ公式の意味だけのものにとどまった。諸組合、諸経営者組織、政府の間の伝統的な年次協議は、急速に意味を失っている」(②)。

オランダ労働組合の強力な交渉の姿勢が名実ともに発揮されたのは、70年代前半の高揚、それ以前にみられなかった下からの大衆の盛り上がるの時期である。その展開を年表史的に整理すると、こうなる。

1968～71 賃金抑制法令にたいする反対闘争。70年12月の1時間ストは戦後のもっとも広範な示威である。その結果、法律は廃棄、自由な賃金交渉は強化された。

1970 ロッテルダム港湾スト。成果は一律賃上げと労働条件の改善。新しく結成された労働者委員会が交渉に直接参加。

1971 建設スト。丸1ヵ月継続。その結果、賃金凍結の漸次的消滅。カトリック建設労組の左への移行。

1972 金属スト。ナショナル・センターの足並みの乱れのなかで、非公認ストがひろがる。その結果として、職場活動の権利と便宜の獲得。

多国籍企業の子会社Breda-Enkeの最新工場の占拠。数カ国で操業する同社の工場閉鎖に反対する国際連帯闘争。工場閉鎖を阻止。

1973 金属スト。一律プラスアルファの賃上げ、物価―賃金の自動調整、75年週労働40時間の短縮をかちとり、戦後の労使関係システムに風穴をあける。

これらの諸闘争によって、オランダの労働組合は中央統制的労使関係の分権化、産業別交渉

へ力点の変化、組合民主主義がすすんだ。またおなじ頃、事業所評議会法が改正され、これまでどおりの諮問的性格と協調指向の枠内だが、再調査と合意の範囲が労働時間・休日・安全・訓練・健康・衛生・福祉資金にひろがった。

そして、1972年に社会民主系とカトリック系の全国センターが合同し、オランダ労連が誕生した。これは巨大な社会的変化であり、階級的前進であった。

オランダ社会は、これまで柱状社会とよばれ、三つのイデオロギーのブロックで構成された。その人口比率は60年代には、カトリック40%、プロテスタント35%、社会主義／ヒューマニスト25%と算定されている。

「カトリックはカトリック団体内で教育され、カトリック労働組合のメンバーであり、カトリック政党に投票し、そしてたいていはカトリックの仲間と自由時間を過ごす。・・・忠誠はまずタテ社会的位置に、ただ第二義的にのみ社会的経済的位置(階級)に関係するに過ぎない」(⑤)。

こうした柱状社会の伝統からみれば、オランダ労連の発足の歴史的意味がわかる。産業基盤の移行による組織人員の増減の影響もあるが、組合の統一を支えたのは、職場の労働者のたたかいの高揚であった。

1980年以後の復活した政労使の協調は、さまざまな弱点をかかえていることは、もちろんである。とくに、経済が好況に転じた95年以降のポルダー・モデルの爛熟期における三者関係は、今後批判的に検討されねばなるまい。しかし、経済の黄金期における労働組合運動の高揚を物差しに、80年代以降の不況期の組合運動を測ることはさげたい。

オランダはもともと物流に軸をもつ「一時通過の経済(transit economy)」である(大塚久雄『国民経済』参照)。第二次大戦後も、オランダ経済は運輸・軍事輸送・農産品加工や国際金融・事業所サービス・外国貿易に特化している。だから「真の工業国」とはいえない。しか

表1 オランダにおける組合員の産業別構成

	1965	1970	1975	1990	1996
第一次	3.9	3.0	2.2	1.9	1.7
鉱業	40.3	36.6	34.0	23.0	23.6
建設	13.5	13.5	12.2	10.8	10.2
商業	3.9	3.9	4.4	7.6	6.7
運輸	10.1	9.8	9.4	9.5	10.9
金融	1.4	1.4	2.0	3.9	6.7
サービス	26.9	31.8	35.7	43.3	40.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所：文献①、p.49のTable Ne.16より作成

も最近では、生産部門の比重はさらにさがっている。それを反映して、二つの時期には組合員の産業別構成も、有意義に変化している。表1にみるように、70年代には工業・建設・運輸部門が全組合員の6割近くをしめていた。しかし、90年代にはいと4割台に低下し、かわって商業・金融・サービス部門が組合員の過半数になっている。かつての闘争の主役の比率の減少は、労働組合の戦列の再編を意味している。このような組織条件を考えると、オランダ労連とプロテスタント系のキリスト教労連の今後の関係も、後者の多数をしめる公共（サービス）部門の動向が鍵をにぎっているといえよう。

最後に、ポルダー・モデル内部の変化の動きを紹介しておきたい。

数年前から、上場企業の株価の上昇にみるように、オランダ経済は好調を維持し、企業も高利潤を記録し、トップマネジメントの高所得、高賃金は、たえず紙面をにぎわしている。最低賃金をふくむ賃金切り下げの必要性和正当性についての、また弾力的賃金部分についての討論もひろがっている。しかし、労働組合中央部の共同賃金政策は、労働組合の賃金要求に、また

労働者の現実の賃金増に枠をはめてきた。

表2をみてほしい。近年の賃金の増加は、ナショナル・センターによって勧告された調整率より低かった。金属部門をとってもそうである。もちろん、調整率とインフレのあいだのギャップは増大しているが、それは一般組合員からの圧力の増大によっている。週40時間労働制への再拡大がたえず話題になるのも、それと無関係ではない。

労働者の購買力の増加率は1997～2000年にかけて、0.1%～1.5%にすぎなかった。しかもそれは、家族共稼ぎによって支えられてきた。「一般的な繁栄の拡張感がより多く世帯毎の所得の持続する増加と追加的な、そして／また伸びちじみする賃金要素の拡大の結果である」(④)。

2001年には二つの建設労連が6%の構造的な賃金要求をかかげた。それは共同賃上げ率4%をはるかにこえている。民間の多産別労連はオランダ労連の共同要求にしたがっているが、交渉の余地があるならお好みの協定を実現しようとしている。戦後はじめての長い労働時間を指向する動向とともに、ポルダー・モデルを推進してきたエネルギーは息切れしてきたようにみえる。

1970年代の高揚期に、労働者による産業の自主管理を支持する「労働者統制」の思想が、約400人の組合役員・職員や組合外の人々をMKV（社会批判的な組合機動部隊）に結集させた。しかし、80年代の「もたれあいの時期」には、「イデオロギー的動員と競合」にかかわって、相互協力とプラグマティズムの局面がやってきた(①)といわれる。オランダ労働組合運動にとって、

ポルダー・モデルを民主的に前進させる新しい思想と政策が必要になっているようだ。

表2 オランダにおける賃金要求、インフレーションおよび賃金増加

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
オランダ労働組合全国センターによる調整率	2.5	2.25	3	3	3.75	3.25-3.5	4
期待インフレ率	2.5	2.75	2.25	2.5	2.25	1.75	1.75
平均賃金増加	0.7	1.7	2.5	2.6	2.8	3.0	3.1
金属部門での賃金増加	0	1.5*	2.75	2.25	3.25	4.25**	3.8

資料出所：文献④、p.257

オランダ労働組合同年表

- *1952 強制失業保険
- *1964 全国最低限賃金 (1969年から強制的)
- *1970 賃金令 (1945年法令の賃金の章の廃止、なお事実上の干渉)
- *1971 事業所協議会改革 (義務的な、ただ1979年に被用者に有利な再改革)
- *1982 ワセナー合意
自発的な賃金抑制、事実上自由な団体交渉
- *1984 公共部門における事実上事由なストライキと交渉の権利
- *1993 新路線協定 (1995年さらに二年間の協定更新)
賃金抑制、労働時間の弾力性、分権化
労働法改正
休暇・各種社会保険の労働時間均等分配、年金制度からのパート排除の禁止
- *1996 弾力性と安全協定
- *1977 労働時間法 (1919年の労働法令の廃止)
フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇原則
1996年以降の団体交渉のカレンダー
- 1997 Agenda2000により新路線協定をさらに四年間更新
- 1997 職業紹介と失業給付、社会保障給付の取扱機関の一本化 (OSV法)
- 1999 「労働市場の弾力化と規制緩和に関する法律」
- 2000 労働時間調整法
労働者に労働時間を増加する権利を付与

参考文献

- ①Visser, J. "The Netherland" in Ebbinghaus and Visser, J. eds "Trade Unions in Western Europe since 1945" 2000
- ②Valkenburg, B. and Coenen, C. eds "The Netherland" in Waddington, J. and Hoffmann, R. eds "Trade Unions in Europe Facing Challenges and Searching for Solutions" 2000
- ③Hemerijck, A., Van der Meer and Visser, J. "Innovation" through Co-ordination Two Decades of Social Pacts in Netherland "in Fajertag, G. and Pochet, P. eds "Social Pact in Europe New Dynamics" 2000
- ④Peter van den Toren "The Netherland" in Fajertag, G. eds

"Collective Bargaining in Europe 2000" 2001

- ⑤Peper, B. "The Netherland : From an Ordered Harmonic to a Bargaining Relation" in Barkin, S. eds "Worker Militancy and Its Consequences 1965 - 75" 1975
- ⑥Tramp, C & Benkema, L. "The Dutch "Poldermodel": A Flexible Success-story" in Dolvik, J. A. eds "At Your Services? Comparative Perspectives on Employment and Labor Relations in the European PrivateSector Services" 2002
- ⑦佐藤一美 『『オランダ・モデル』の光と影』、『労働運動』2001年8～9月号
- ⑧ヤーギン&スタニスロー 『国家対市場』上下、2001年、日経ビジネス文庫

解雇規制緩和とイタリア労働組合運動

斎藤 隆夫

はじめに

イタリアで解雇規制緩和反対の運動が高揚をみせている。商業紙も、4月16日朝から三大労組による8時間のゼネラルストライキが行われ、公共交通機関の多くが運休し学校や銀行、市役所なども閉まったと伝えている。同じ規模のゼネストは20年ぶりだという(『朝日』、4月17日)。

ストの少ない普通の国への「成熟」と論評されていたイタリアでの一見突如とも見えるこの運動高揚は何を意味するのであろうか。ポスト・フォードイズム型社会への移行、その下での労働組合の存在意義の後退が指摘される今日状況において、それはどのように位置付けられるべきものなのか。現時点で可能なかぎり探って見たい。そのため、本稿では、まずイタリアの解雇規制法について簡単に紹介し、ベルルスコーニ政府の解雇規制緩和政策のねらいについて触れる。その後、労働組合運動の高揚が短期日のうちに如何にして可能であったか、その意味するものはなにか、考えて見たい。

I ベルルスコーニ政府のねらいは何か

1. 『マローニ白書』

昨年10月はじめ、ベルルスコーニ政府福祉相マローニは『労働市場に関する白書』(以下、『白書』)を発表した。この『白書』はイタリア労働市場の現状について述べる第一部と労働市場現代化のために必要とされる政策について政府の基本的考え方を述べる第二部とからなっている。

第一部では、イタリアの就業率は上昇傾向にあるが、EU全体で2010年までに達成すべきとされている数値にくらべるといぜん差があるとして、雇用促進のためにこれまで実施されてきた様々な政策のメリット・デメリットを述べて

いる。そして、特にイタリアにおける労働の需要と供給の不一致を解消するため、一連の法規制の廃止と雇用に関する情報提供システムの改革を提案している。

労働需給の一致を妨げる障害としてあげられている法規制とは、労働者派遣事業や職業紹介に関する規制である。『白書』は述べている。「労働者派遣事業や職業紹介事業に関する規制は活動主体を制限している。この規制は、仲介業者だけでなく、労働者や企業側の経済的活動を麻痺させるものである」。情報提供システムについては「イタリアのそれが相互連携を欠く個別の民間主体と民間事業との統一性を欠く公的主体との寄せ集めになっている」と批判している。仲介活動における公的雇用サービスの非効率性も指摘している。

第二部では、冒頭から「政府は『労働憲章』という枠のなかでイタリアの労働法制度の全体的な見直しを行う必要があると考えている」として、見直しにあたっての基本的考え方を提示している。注目すべきいくつかの点をあげてみよう。

その一つは、上述の『労働憲章』である。これは後に紹介するイタリアの『労働者憲章法』ではなく、『白書』が提案する新しい『労働憲章』である。『白書』によれば、「現代的な『労働憲章』の基礎となるべき基本権の強固かつ不可侵の基盤は」、「安全衛生の保護、労務提供の自由および尊厳の保護、少年労働の排除」などであり、こうした基本的な最低限の保護をすべての就業者に認めることは「経済的主体の間で行われる競争のシステムを保護し、不当に安価な労務提供(純粋な闇労働から児童労働の利用まで)に基づく競争形態を抑制する。

第二に、すべての労働者に認められるべき保

特集・欧州の労働と生活

護をこのように規定することによって、それ以上の保護については労働契約の性質を考慮しつつ「保護に適切な格差を設ける」とともに、「従属労働者に固有とされてきた保護を変更することも考えねばならない」としている。つまり、イタリアの労働者は『白書』が競争システム保護のために必要と考える以上の保護を受けているのであり、それは見直さなければならない。また、新たな就労形態の労働者に従来の保護水準が適用されることもありえないのである。

第三は期間の定めない労働についてである。『白書』は現行の法制および労働協約が労働ポストを維持することを主たる目的としていることが「企業活動において適正な弾力化が必要とされている」現状にそぐわなくなっているとして、「終身雇用による保障という考え方」の転換を提案している。また、近年「急速に拡大しつつある弾力性のある労働関係（派遣労働、有期雇用など）と並んで、保護水準の高い労働関係を貫くことは、労働市場の新たな分断を生じさせる。これは、労働市場への入場の自由化という望ましい効果を阻害することになる」と述べている。そして、EU加盟諸国の解雇規制が解雇が違法な場合であっても損害賠償しかもとめられなかったり、労働ポストへの復職の代わりに代償手当を支給することができるというレベルに止まり、復職をも要求する国はないと主張しつつ、「政府は、期間の定めのない契約を促進するために、これまでとられてこなかった方法の研究も必要である」としている。

このほか、イタリアの派遣労働の利用に関する制度にはEU加盟国の既存の法律よりも厳格な面があるとして、その改定の必要を主張したり、「間歇労働（いわゆる呼び出し労働＝従属労働契約の枠内で使用者の必要に応じて断続的に提供される労働）」や「プロジェクトワーク（「連携的かつ継続的協同関係」＝労務遂行の方法や期間、報酬の基準や時期を注文主と直接に取り決め、従属的な雇用関係なしに働く働きかた）

の導入が提案されている（『白書』について詳細は『海外労働時報』、No. 318、319）。

2 ベルルスコーニ政府の解雇規制緩和策

以上に述べたような考え方に基づいて、ベルルスコーニ政府は四つの委任法（立法権をもつ議会から委任を受け政府がつくる法律で、議会では審議は行われず採決のみが行われる。本来緊急の事態に対応するため憲法で認められた措置で、期間を限定して法としての効力をもつ）をまとめた。その一つが解雇規制緩和策を盛り込んだ「雇用と労働市場」という名の委任法であった。

イタリアの解雇規制法は集団的解雇規制法（「労働市場法」）と個別的解雇規制法（「解雇制限法」および「労働者憲章法」）の二つからなる。前者は、企業活動の縮小、変更、停止の結果として行われる解雇で、各生産単位または同一県内の複数の生産単位で120日以内に5人以上の労働者を解雇する場合に適用される（従業員数15人以下の小企業は適用除外）。

「労働市場法」によれば、解雇を行おうとする企業は「企業間移動手続き」を踏まねばならない。「企業間移動手続き」とは労働者との雇用関係を解消し、労働者を「移動労働者化」するための手続きである。それは次のような手続きである。企業は、まず、経営内組合代表およびその所属する産業別労働組合と県労働事務所に対して、従業員の余剰が生じた理由、余剰従業員の数などについて書面で通知しなければならない。それを受けて、経営内組合代表および労働組合は従業員の余剰状態を引き起こした原因や代替措置を検討するための協議を行う。協議の結果、代替措置がみつからず解雇やむなしとの労使間協定がまとまるか、協定の締結に至らず所定の期間が経過した場合には、使用者は労働者を「移動労働者化」（実質的には解雇）しうる。「移動労働者化」された労働者は自動的に州労働事務所の作成する移動労働者リストに登録

され、さまざまな再雇用優遇策の対象となるのである。

では、このような手続きを踏んで行われる集団的解雇はどのように規制されているのであろうか。すでにふれた従業員の余剰をうんだ原因や代替策についての組合協議のほかには、移動労働者化される労働者の選定方法への組合規制がある。その選定は労働組合と締結された労働協約の規定する基準に基づいて行われねばならないというものである。通告の書面性および協議手続きに違反した労働関係の解消は効力停止であり、選定基準違反のそれは取り消しとなる。協議手続き違反の場合、労働者の異議申し立てを受け無効になれば「労働者憲章法」18条により原職復帰が認められ、選定基準違反の集団的解雇についても同法によって原職復帰が認められる。

一方、個別的解雇制限のしくみは次のようなものである。解雇が有効とされるためには「正当事由」または「正当理由」が必要である。「正当事由」とは契約関係の継続が認められないような場合であるが、どのような場合がそれにあたるかはケースバイケースで決定される。「正当理由」には「主観的正当理由」（労働者の契約上の債務の著しい不履行）と「客観的正当理由」（生産活動、労働組織およびその規則正しい機能に関係する理由）とがある。正当事由と正当理由の証明責任は使用者側にある。解雇の際の書面による通告の義務、労働者による解雇理由の明示請求権は集団的解雇の場合と同様であるが、書面による通告と解雇理由明示義務違反の解雇は効力停止である。旧解雇制限法は違法な解雇（正当理由・正当事由を欠く解雇や手続き上の瑕疵のある解雇）に対する救済内容が使用者に対して再雇用か代替手当支払いかのいずれかを義務づけるものであったが、労働者憲章法18条は原職復帰を常に認めることとし、さらに新解雇制限法は労働者側に原職復帰か代替手当かの選択権をみとめた。

ただし、原職復帰が認められるのは、同一事業所または同一市町村内において従業員数が15人以上の使用者および同一事業所または同一市町村内においては従業員数が15人以下であるが全従業員数が60人を上回る使用者に雇用される労働者である。それ以外の使用者のもとで働く労働者には再雇用か代替手当支払いかのどちらかが義務づけられるのである。（詳細は『イタリア労働事情』日本労働研究機構）

以上のようなイタリアの解雇規制法制のなかで、今回、ベルルスコーニ政府が修正を意図しているのは「労働者憲章法」の18条である。「雇用と労働市場」に関する委任法は期限付契約から期間の定めない契約へ移行する労働者（近年の新規採用の多くがこの形態の下に行われている）を同法18条の適用除外とするという形でこの法の修正を提案したのである。この修正企図は何を意味するのであろうか。

前述のように、イタリアの解雇規制法制においては、企業の再編・再組織・転換や危機の場合の集団的解雇は、書面通知や組合との協議などの手続きさえ踏んでいれば、最終的には組合の同意がなくとも実施することができる（'91年「労働市場法」制定以前は、こうしたケースでの余剰労働者は企業との雇用関係を維持したまま、賃金保障金庫による所得保障を受けていた。この制度の抛出負担への不満の高まりが「移動労働者化」＝事実上の解雇という新制度を生んだのである）。ベルルスコーニにとって問題なのはこうした解雇制限ではなく、集団的解雇における組合との協議義務違反や違法な個別的解雇の際に「労働者憲章法」18条が求める原職復帰なのである。

「労働者憲章法」は、そもそも、第一章「労働者の自由と尊厳」、第二章「組合の自由」、第三章「組合活動」などその条文を一瞥すれば明らかのように企業内での労働者の人権や組合活動の保障を企図するものであった（「労働者憲章法」については『日本労働協会雑誌』No. 143）。

特集・欧州の労働と生活

法制定以前の企業内労使関係の実態に関する上院委員会の調査でも、多くの証言がこの法のそうした成立事情を語っている。その幾つかを紹介すれば次のようである。

「(旧) 解雇制限法は報復的解雇を阻止するのに十分でない。使用者は正当な理由なく解雇した場合であっても、(中略) 違約金を払ってすませてしまう」、「組合代表を解雇から守ってやる必要がある。ある従業員が組合支部の代表に選任され民主的な対話やオルグ活動を始めるや否や解雇されたり配転されるというのは、彼に死ぬというようなものだからだ」。法制定以後の「憲章法」に関する判例でも「争点別に分類すると、目立って多いのは組合活動を理由とする解雇と全員集会の妨害である」(山口浩一郎『『労働者憲章』法とその後のイタリア労使関係』、『社会科学研究』、1973年第4号)

イタリアの労働法学者 G. Ghezzi も述べている。「イタリアでは、解雇は今日実質的に人員削減のため集団的解雇形態で生じている。不服申し立てを受け復職によって癒される個人的解雇の数は相対的にわずかである。何故なら、ケースはあまり多くなくても復職を得る可能性がある事実は労働者保護の強力な手段をなすからだ。実際、18条ができる前は企業による報復を避けるため休暇を取得できないとか協約ミニマム賃金以下の賃金しか払わない等々の労働者の告発は」できなかった。

ベルルスコーニ政府の解雇規制緩和政策の意図は、主として、「労働者憲章法」18条による労働者の人権保護と組合活動の自由を奪おうとするところにあると思われる。

3. ベルルスコーニ政府のその他の政策

ベルルスコーニ政府が委任法によって実現をねらっているのは「労働者憲章法」18条の修正だけではない。労働市場政策、年金制度、租税制度、教育、移民など多面にわたっている。例えば、労働市場政策では職業紹介機関の改革が

あげられる。それは、組合によれば、「雇用のための公的サービスにもっぱら残余的役割をあて、あらゆる介入を市場に移すことを」意図したものである。年金制度については、新規採用者に対する年金保険料の支払い免除などが提案されている。組合にとってはそれは「産業家連盟へのベルルスコーニ政府の贈り物であり、社会保障制度にとっては災難である」。これによって青年は年金生活に入るときにはかなり低い待遇しか受けられないであろうし、もう少しで年金生活に入る人にとっても総拠出額の減は現行制度の維持を困難にする改革であるからである。租税政策では所得税率の修正が企図されている。組合は、それを累進課税制の修正であり、「より多く持つ者はより多く支払うべきとの原則が放棄される」と批判した。そして教育改革は、「公的学校体制を貧弱化し、学校システムを十年昔にもどすもの」であった。ベルルスコーニは、また、移民の排斥をその基本政策としている。全体として、ベルルスコーニ政府の政策は社会・労働分野の新自由主義的＝市場原理主義的改革を目指すものといえることができるだろう。

II 労働組合運動高揚の意味

1. CGILの立場

こうした政策に対する CGIL の立場は次のようなものだった。「労働者憲章法」18条の問題では、違法な解雇からの保護権を奪うことは雇用契約関係において弱い立場にある労働者の人権を奪うことにつながる。「労働者は弱い契約者として制度によって認められなければ、保護欠如にさらされ個人の尊厳を脅かされる」。それは生産手段を持たないで労働力の販売によってのみ生活し得る労働者という主体の特殊性から発展して来た労働法制の歴史を一挙に民法段階へと後退させるものである。「労働者憲章法」18条の修正ばかりでなく、『マローニ白書』や労働市場に関する委任法が企図しているのも「労働市場の破壊、無規制の労働市場である。そこでは人々

は孤立し、労働は保護なしで他のものと同様の商品となる」。労働者保護の法規制や組合権限が弱められ、個別的契約関係が全面に出てくることになる。ベルルスコーニ政府が、これまでイタリアで築き上げられて来た政・労・使協議の慣例的手続きを軽視していることも、集团的労使関係の役割を否定しようとする政府の姿勢を示すものと考えられた。

確かに、18条の修正は当面は新規採用者に限定されるとしても、「労働者憲章法」という堤防にヒビをいれ、やがてはそれをつきくずす傷である。若干の人々から保護を奪うことは他の人にそれを与える余地を生み出さないし、全員の権利の漸次的破壊に道を開くのである。その故、CGILは委任法からの18条関連条項の削除を政府との交渉の前提だと主張した。労働者の「尊厳は交渉による駆け引き可能な価格を持たない」のである。

また、CGILは『白書』が主張するような就業率を増大させるために、つまり失業者を減らすために、労働保護のための諸規制を緩和するという立場をとらない。保護規制はそれが及んでいないさまざまな不安定雇用労働者に拡大されるべきなのである。4月5日のストライキを前にCGILの発表した綱領は次のように述べている。「CGILは経済的に従属するすべての労働者に、その労働給付を規制する特殊形態がどのようなものであれ、個人の自由、組合の権利、健康と安全、収入、扶助と社会的安全の諸問題で憲法の規定する根本的保護が」保障されることを要求する（CGIL要求綱領についてはRassegna sindacale, n. 11, 2002）。

2. 運動の高揚は如何にして可能だったか

ベルルスコーニ政府の新自由主義的社会・労働改革に対する労働組合の反対運動は、すでに昨年12月から始まっていた。それは、当時の三大労組間関係に配慮して2時間という短時間のものではあったが、数十万人の参加をみた統一

的ストライキであった（全労連『世界の労働者のたたかい 2002』、参照）。さらに、本年1月にはイタリアの全州で二週間にわたって地域ストライキが展開され、数百万人を巻き込んだ。こうした組合攻勢にもかかわらず政府の姿勢に変化はみられなかった。ベルルスコーニは労使間協議を呼びかけ、そこで共通の見解がまとまれば受け入れるが、まとまらなければ単独で決定をするとの立場を取った。政府との交渉では三大労組の立場は微妙な相違をみせ、CGILは孤立していた。2月20日、CGILは単独で3月23日にローマで全国示威、4月5日には8時間のゼネストを行うことを決定する。

3月23日、ローマは特別列車、高速バス、車、キャンピングカーなどで全国から集まった300万の人々で埋まった。見渡すかぎりの群衆と風にはためく赤旗の海。群衆のなかにはあらゆる種類の人々がいた。青年、成年者、家族ぐるみの参加者、老人。初めはUILに、ついでCISLに姿勢の変化がみられた。UILは2月の大会後、下部労働者の声に動かされCGILとともに闘う方向を示したし、共通の立場を見いだすためのCGILとの話し合いを拒否していたCISLもゼネストも辞さないとの姿勢を示したのだった。こうして、4月5日に予定されていたCGIL単独ゼネストは変更され、4月16日、三大労組による統一ゼネストが実施された。

ゼネストの様子は次のようであった。1300万の労働者がオフィスと工場を空にした。21の都市で「イタリアの組合史で最大の示威が記録された」。フィレンツェでは40万人、ミラノでは30万人、ボローニャでも30万人、全都市で300万の人々が示威に参加した。「ローマでは約20万人の市民が市内をデモ行進。『労働者の尊厳は商品ではない』『解雇規制に手を触れるな』と書かれた横断幕や風船を持ち、笛や太鼓をならしながらにぎやかに歩いたと伝えられている（『赤旗』4月17日）。ストライキへの参加率は約90%といわれる。

3. 運動高揚の意味するもの

今回の運動高揚が20年ぶりの規模のゼネストや「イタリアの組合史で最大」と組合リーダーの評価する示威参加者を伴う画期的なものであることは、すでに述べたとおりであるが、こうした運動高揚が短期間に何故可能であったのか、それが意味するものは何かについて、さしあたり言い得るのは次の諸点である。

運動高揚を可能にした要因については、まず、ベルルスコーニ政府の攻撃が「労働者憲章法」18条の修正という労働者の基本的な権利にかかわるばかりでなく、年金、税、学校教育など多くの点でイタリアの制度の新自由主義的「改革」への着手を意味するものであったことがあげられる。そのことが単に現役労働者に止まらない広範な市民の運動参加を可能にしたのである。ついで、「労働者憲章法」18条の修正という問題の性格が指摘されるべきであろう。それは単なる労働者の権利ではなく人間の尊厳や解放にかかわる問題なのである。職場で自分の思想や意見を自由に述べ得ること、上司の不当な扱いに抗議し得ること、休暇を自由に取得できること等々の労働者であるまゝに人間として不可欠の権利にかかわる問題である。CGIL 書記長コッフェラーテは18条の問題は労働者だけでなく市民全体の関心と呼ぶテーマであると述べている。こうした問題で CGIL がとった毅然たる態度も運動高揚を導いた重要な要因であろう。

それでは、この運動高揚が意味するものは何なのであろうか。この点で言い得ることの一つは、個別的労使関係と集团的労使関係との関係にかかわっている。通常、労働者は一人一人では弱いから組合を作って、団体交渉をして労働条件を改善する必要があるという形で集团的労使関係の存在理由が説明される。しかし、それ

は事柄の一面である。それとは逆に、一人一人の労働者が正当な理由なしには解雇される心配がないという保障があつてこそ組合の組織率も高まるし、さまざまな要求が組合に持ち込まれるという側面もあるのである。そして、この正当な理由なしに解雇されないという個別的解雇禁止の法律は集团的労使関係の産物として、組合の力によって作られたのだった。イタリアの労働組合は個々の労働者の人権の問題としてはかりでなく、労働組合の存在を危うくさせかねない問題としてもこの問題に全力で取り組んだのである。こうした個別的労使関係と集团的労使関係の双方向性は、今日一層重要性を増している。産業構造のサービス化・第三次化や雇用関係の多様化が進展する今日状況の下で、健全な個別的労使関係を確立するための集团的労使関係による複雑で・緻密な保護のルールが作られなければならないからである。労働組合の役割は後退するどころか、一層大きくなっていると思われる。今回の運動高揚はこうした取り組みにおける一歩となるものである。

第三に指摘しておきたいのは、組合組織化の問題である。今回のゼネストにはイタリアの三大総同盟の組合員総数を200万人ほど上回る労働者・市民が参加したと言われる。一方の CGIL は数年前から一時期の停滞を脱して組合員増を達成している。しかもその内訳をみると、伝統的部門（金属機械、化学等）では減少しているのに、サービス、商業部門で増大し、非正規労働者を代表する組織（Nidil）も着実に拡大しているのである。ここ数年のこうした傾向に今回のスト参加者の先にあげた特徴を重ね合わせるとき、イタリアではポスト・フォードイズム社会への移行は必ずしも労働組合の衰退をもたらしていないと思われるのである。今後の推移を見守りたい。（5月29日脱稿）

（さいとう たかお・会員・群馬大学）



大成功おさめた3・30リストラ反対、 雇用と地域経済を守る全国交流集会

藤吉 信博

1 確信と展望を与えた報告と討論

「3・30リストラ反対、雇用と地域経済を守る全国交流集会」は、全労連、全商連、新婦人、自由法曹団および日本共産党の5団体の共催で、3月30日、東京・日本青年館で開催された。この集会は、全国から400人をこえる人々が参加し、会場は満員となり、大成功を収めた。その要因は以下の2つであろう。

第一は、全労連がこうした形態で、各戦線で奮闘する諸団体と共同で開催に参加した初めての本格的な全国交流集会であるという点である。全労連が有事関連法案や医療改悪反対などで、連日の国会行動を含む大衆的カンパニア運動で、国民的共同の中軸にすわって重要な役割を果たしていることを、いささかたりとも無視するつもりはないが、労働者・国民諸階層、ひいては国民経済にとって重大な問題を、日本共産党をも含めた5団体で共催という形態で、じっくりと報告・討論し合う全国交流集会は初めての集会であった。ここに成功の重要なカギの一つがあった。

第二は、組織内集会とちがい、組織外の参加者が通常であるならば聞くことのできない貴重な経験と教訓を生で聞くことができ、討論をつうじて交流され、学び合うことができたことである。このことは、参加者にリストラ反対、雇用と地域経済を守るという厄介で困難な課題を打開する運動で、大きな勇気と確信と展望をあた

えた。

交流集会での報告と発言を聞いて、リストラ攻撃にたいする「社会からの反撃」がはじまってきたということや、リストラ反対闘争が職場を基礎にしたたたかいを基礎に、「国民的たたかい」へと発展しつつあることが、参加者全体の共通認識となった。

2 新鮮な角度からの「問題提起」

「全国交流集会」開催の目的は、全国各地で展開されている雇用確保と労働条件擁護をめざすリストラ「合理化」反対闘争、大企業の身勝手な横暴から雇用と地域経済を守る運動、企業の社会的責任の追及とルールある職場と社会に向けたサービス残業の根絶や解雇規制の確立などを求める攻勢的な運動、中小企業や地域金融機関の再編淘汰で「大倒産・大失業」をもたらしている小泉「構造改革」を跳ね返し、国民本位の経済・政治への転換をめざす運動など、さまざまな運動を全国的に交流して、運動の到達点や教訓などを明らかにすると同時に、全国の職場や地域における運動を合流し、運動をさらに発展させるための討論を深めることにあった。

こうした角度から共催5団体で練りあげた「問題提起」は、リストラ問題を労働者・労働組合からの観点からだけ見るのではなく、国民生活と中小企業・地域経済を含む国民経済が陥っている深刻な困難を打開する角度から分析し、運動の到達点と発展の方向を提示するという意味で、

国際・国内動向

新鮮であった。

今日のリストラ「合理化」の主な特徴は、①未曾有の大規模な人員削減、と退職強要が全産業で展開されていること、②賃下げ、労働力「弾力化」など徹底した総額人件費削減が、労働協約無視で強行されていること、③利潤の最大限追求にむけた「純粹持株会社」など企業組織の再編が法・制度改悪などを活用して問答無用で強行されていること、④生産拠点の海外移転の拡大が地域経済の空洞化を深刻化していること、⑤自民党・連立内閣・政府が「大倒産・大失業」のリストラを促進していること、が具体的に分析された。

リストラ攻撃の矛盾と反対闘争の到達点として、①大企業のリストラが法律無視で「社会的責任放棄」と「ルール破り」などで強行されているため、そこに最大の弱点があること、②職場を基礎とした攻勢的な運動と共同の力で反撃が開始され、成果を生み出しつつあること、が解明され、参加者に大きな確信と展望をあたえる「問題提起」であった。

「問題提起」を受けた特別報告と討論は、リストラ攻撃の具体的実態と運動の到達点を明らかにし、リストラ攻撃を跳ね返し労働者の雇用や下請け企業の営業と地域経済を守る運動、「ルール破り」と社会的責任を放棄した大企業の横暴への批判世論を全国各地から国民的共同の運動としてどのように発展させていくのかという方向で展開され、参加者に感動をあたえた。

紙数の関係で、報告や討論を具体的に紹介できないが、フルテキストが5団体から刊行されると聞いているので、是非それをも参照いただきたい。さしあたり、『月間全労連』5月号と『労働運動』6月号が特集で収録しているので、それらを参照されたい。

3 民間大企業の職場での新しい特徴

日本共産党三菱電機伊丹委員長の山本氏や日本共産党住友金属和歌山委員長の原田氏の発言

などは、民間大企業においても、職場の労働者状態に根をおいた切実な共通する要求を基礎に運動を発展させるならば、連合系の労働組合も、その要求を取り上げ、運動を大きく発展させることができるのが、今日の情勢の特徴であることを教えている。

①今春闘における共同のひろがり：

電機などの大企業では、労働組合が春闘での要求を提出する前に、従来からの労使協定を無視して、賃金など労働条件切り下げの逆提案をしてきのが今春闘の一つの大きな特徴となっている。しかし、そのような企業の新たな攻撃にたいする労働者の反撃も、新しい運動の特徴をつくりだしている。

職場には、企業が成果主義賃金を導入したことについて、中間管理職や青年労働者などから、かつてない怒りが噴出していった。このような職場の変化を重視した職場の活動家たちは、“企業の組合無視・労働協約違反”の不当性と労働者の要求を実現していくうえでの労働組合のはたすべき役割重要性をあらためて強調する宣伝をおこなったという。

こうした角度からの宣伝や組合への申し入れ活動などが、職場労働者の怒りを要求実現にむけて組織するうえでの基礎条件をつくりだし、連合の組合がこれらの問題を取り上げるうえで大きな力を発揮したという報告は、職場における切実で共通する要求の組織化と闘争が、これまでの枠をこえた広範な労働者を結集する条件をひろげつつあるということを教えている。

②“要求を聞く”活動：

“要求を聞く”活動についての発言は新鮮な感銘をあたえた。この活動は、職場の労働者をどう見るかという意味で、大企業だけでなくすべての職場に通じるという点で、教訓的であり、職場における運動の新しい発展方向を示しるように思う。

リストラで配転攻撃が出てくると、いままでは、職場の労働者にたいし、配転攻撃の不当性

と配転を拒否してたたかうことの正当性を、配転を拒否して勝利した判決などをも紹介しながら宣伝し、職場の労働者に勇気をもって「転籍を拒否しよう」と呼びかけていたのであるが、職場における現実的な力関係を反映して、実際上は多くの労働者が断腸の思いで配転におうぜざるをえないというのが現実であった。この点を直視した活動家たちは、職場の労働者が“なぜそうならざるを得ないのか”もふくめて、職場の労働者の“要求を聞く”活動を重視したという。いわれてみれば、“要求を聞く”という活動は、本来そのようなものであると理解している“つもり”なのだが、実際はそうになっていない、というのがわたしの体験からいえる。

だから、本物の“要求を聞く”活動に本気になって取り組むということは、“要求を聞く”活動の水準を飛躍的に引き上げることになるのである。職場における労働者から本物の“要求を聞く”活動は、職場におけるたたかひの新たな出発点を築くことでもある。このような活動への習熟と前進は、職場における労働組合運動をも前進させる画期をつくりだすにちがいない。

4 運動を激励した数々の発言

岩崎通信労組委員長、大木全労連全国一般書記長、木下全労働副委員長、小室北海道労連事

務局長などの発言は、全労連傘下の単産、地域労連が、職場、地域で雇用と地域経済を守るたたかひを組織し、運動を発展させるうえで貴重な役割を果たしていることをあらためて実感させた。

高田新夫人副会長は、夫の健康を破壊する長時間労働、ただ働きの強制にたいして“妻たちの反乱”という形態で、家族からリストラ反対の切羽詰った叫びと行動がひろがっていることを報告したが、運動発展の新たな要因として注目すべき点であろう。

「自由法曹団はリストラ反対闘争に全力をあげる決意」を表明した坂本修弁護士やこの間のリストラ反対闘争が「日本の労働運動を本格的に前進させる胎動が始まった」ことを解明した荒堀日本共産党国民運動委員会責任者の発言は、参加者全体を激励し、運動にたいする確信とたたかう新たな意欲を喚起したにちがいない。

荒堀氏は「控え室で坂内さんと今回の交流会を今回限りで終わらせるのではなく、いろいろな形で開き、この闘争を系統的に発展させていくことにお互いに努力しようと話し合った」ことを紹介されたが、全国的な運動を発展させるうえで、次回の集会ができるだけ早期に開催されることを期待したい。

(ふじよし のぶひろ・労働総研理事)

完全失業者が失った年間賃金は8兆円

篠塚 裕一

総務庁が発表した2002年3月の完全失業率は5.2%となった。完全失業率は前月比で0.1%減少したが、これは厳しい雇用・失業情勢のもとで“職探し”をあきらめた労働者が増加した結果と見るべきだろう。実際、就業者数を見ると、6297万人で前年同月比で82万人減、雇用者数も5292万人で同46万人減となっている。その一方

で、完全失業者は379万人にも上り、昨年九月の357万人を上回り、過去最悪の水準となっている。雇用・失業情勢は、依然として最悪といってよい厳しい状況にある。

その背景にあるのは、純粋持株会社の確立と国際的な産業再編を旗印にした大企業の空前の大リストラであり、大企業の利益を最優先し、

表 完全失業者が失った年間賃金（試算）

	1991年	2000年	試算式
完全失業者 (A) [万人]	136.0	320.0	
正規労働者 (a-1)	108.8	236.8	$(a-1) = \begin{cases} (A) \times 0.80 (1991年) \\ (A) \times 0.74 (2000年) \end{cases}$
非正規労働者 (a-2)	27.2	83.2	$(a-2) = \begin{cases} (A) \times 0.20 (1991年) \\ (A) \times 0.26 (2000年) \end{cases}$
賃金(所定内給与) (B) [万円]			
正規労働者 (b-1)	26.63	30.06	
非正規労働者 (b-2)	19.17	19.84	$(b-2) = \begin{cases} (b-1) \times 0.72 (1991年) \\ (b-1) \times 0.66 (2000年) \end{cases}$
完全失業者が失った年収 (C) [億円]	41,025	104,956	$(C) = (c-1) + (c-2)$
正規労働者 (c-1)	34,768	85,148	$(c-1) = (a-1) \times (b-1) \times 12 \text{カ月}$
・非正規労働者 (c-2)	6,257	19,808	$(c-2) = (a-2) \times (b-2) \times 12 \text{カ月}$
雇用保険受給者 (D) [万人]	55.61	106.76	
雇用保険年間受給総額 (E) [億円]	11,139	26,520	
完全失業者全体が失った賃金 (F) [億円]	29,886	78,436	$(C) - (E)$
(G)		48,550	$(G) = (E) 2000年 - (E) 1991年$

〈試算の前提〉

- (1) 完全失業者数、雇用保険受給者数については、1991年、2000年それぞれの総務省「労働力調査」による正規・非正規労働者の割合で案分した。
- (2) 賃金については、1991年、2000年の厚生労働省「賃金構造統計基本調査」により算出。ただし、非正規労働者の賃金は一般労働者とパートタイム労働者の賃金格差の割合で算出した。
- (3) 雇用保険受給者、雇用保険年間受給総額は厚生労働省「雇用保険事業年報」(1991、2000年度)による。ただし、受給総額は決算時点。

(出所)総務省「労働力調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、同雇用保険統計資料

これを後押しする小泉構造改革路線である。その最大の柱の一つとされている不良債権処理は、信金・信組つぶしに象徴的に表れているように、地域経済を破壊し、中小企業の経営を破産に追いやり、大量の失業者をつくり出している。財界系のシンクタンクの試算でも、不良債権処理によって150万人以上の失業者が生まれるとしている。政府・財界は、こうして膨大な構造的失業者群を政策的につくり出すことによって、日本の労働者の労働条件のいつそうの切り下げをねらっているのである。

ここでは、政府・財界が一体となって大量の構造的失業者群をつくり出す労働力流動化政策をとることによって、日本の労働者は一体どのくらいの賃金を奪われているのかについて試算していくことにしたい。そうした労働力流動化政策が、仕事を奪われた350万人以上にも上る労働者とその家族の生活を根底から破壊するだけ

にとどまらず、GNPの6割を占める個人消費を直接冷え込ませることによって、日本経済の再生に逆行するものであることを具体的に明らかにするために必要な作業と考えるからである。

完全失業者が失われた賃金がどのくらいになるかを試算するためには、完全失業者数とその失業者が得ていた年間賃金、さらには、失業に際して受け取る雇用保険受給金額が必要になる。これらのデータを政府統計にもとづいて整合性のある試算をするために、ここでは2000年のデータを用いることにする。雇用保険受給者・額が2000年度までしか公表されていないからである。

まず、完全失業者が失った年間賃金がどれくらいになるかである(表)。総務庁「労働力調査」によれば、2000年の完全失業者数は320万人である。この完全失業者のなかには、当然正規労働者とパートなどの非正規労働者が含まれる。

しかし、その構成割合は明らかにされていない。そこで、失業者の構成割合を、労働者全体の構成割合と同様として試算することにする。総務庁「労働力調査特別調査」(2000年8月)によれば、パートなど非正規労働者の労働者に占める割合は26%になっているので、非正規労働者の失業者は83.2万人(表中a-2)、正規労働者のそれは236.8万人(表中a-1)となる。

これらの失業者が失業せずにそのまま就労していたら受けとっていた賃金はどれくらいになるかを次に見ることにしよう。厚生労働省「賃金構造統計基本調査」(2000年)によれば、正規労働者の平均月当たり所定内賃金は30.06万円(表中b-1)、パートなど非正規労働者はその66%とされているから月19.84万円(表中b-2)になる。

失業者の賃金をこの平均賃金と同額と仮定すると、正規労働者が年間に失った賃金は、[正規労働者の失業者数×正規労働者の月当たり賃金×12ヵ月]になる。この数式によって計算すると、その額は8兆5148億円にも上る(表中c-1)。同様に、パートなど非正規労働者が年間に失った賃金を試算すると、1兆9808億円になる(表中c-2)。労働者が失業によって奪われた賃金は、この合計10兆4956億円となる(表中C)。

この試算にあたっては、あえて所定内賃金以外の賃金、所定外賃金、一時金については加算しなかった。不況になると、一番最初に首を切られるのがパートなど非正規労働者であり、失業者のなかに占めるパートなど非正規労働者の割合が高いという主張も予想されるからである。たとえ、そうであろうとも所定内賃金だけで計算すれば、最低限どのくらい失業によって労働者の賃金が奪われたかが明らかになるだろうと考えたのである。その意味では、失業によって労働者が奪われた賃金を10兆4956億円とすることはきわめて控えめな金額といえることができるだろう。

しかし、労働者は失業すると、雇用保険を受給することになる。厚生労働省「雇用保険年報」(2000年度)によると、2000年度の雇用保険受給者数は1万676人(表中D)、雇用保険年間受給総額は2兆6520億円(表中E)になっている。その分については、失業した労働者の収入となるので、ここでは労働者が失業によって奪われた賃金から雇用保険年間受給総額を引くことにする。そうすると、完全失業者全体が失った賃金は7兆8436億円となる。

政府は昨年4月に改悪雇用保険法を施行した。非自発的失業者については雇用保険給付期間を最大330日に上乗せしたものの、自発的失業者については最大でも180日と、それまでの給付日数(最高で300日)を大幅に削減した。そのねらいが、雇用保険の財政悪化を口実にして雇用保険支給総額を削減することにあったことは疑うことのできない事実といえる。2001年には失業者が2000年と比べてさらに増大し、しかも雇用保険支給総額が削減されていることを考えるならば、この試算は、現在と比較してきわめて控えめなものといえることができる。

7兆8436億円もの労働者の賃金が奪われていることは、失業した労働者とその家族の生活だけではなく、今日の長期化する不況の引き金となった98年医療改悪と消費税の引き上げによる9兆円増税に匹敵する、いやそれ以上のものといわなければならない。なぜなら、失業した労働者が再就職した場合には、その賃金が大幅に引き下げられるからである。日本労働研究機構「失業構造の実態調査」によれば、失業者が再就職した時の賃金は平均で離職企業の446.7万円から再就職企業では358.5万円と88万円もの減収となるとされている。厚生労働省「雇用動向調査報告」(2000年)によれば、転入職者数は347万人に上るとされている。これらの労働者が年間88万円減収となったと仮定すると、それだけでも3兆536億円にもなる。これらをあわせると、

国際・国内動向

大ざっぱに見ても10兆円以上もの収入を労働者全体として失ったと推計することができるだろう。

GNPの6割を占める個人消費の回復は、日本経済の再生にとって不可欠の課題である。しかも、失業者の増大によって社会的負担が高まることになる。雇用保険だけを見ても、19991年との比較では、1991年の失業者が136万人だったときには支給総額は1兆1139億円（表中E）にしかなかった。それが2000年に失業者が320万人に増大すると、支給総額は2兆6520億円と、1兆5381億円も増加している。健保・年金財政

も失業者の増大が大きな要因となって悪化している。小泉内閣は、これらを逆手にとって財政危機を口実にして構造改革路線を徹底するとして、雇用保険改悪や医療改悪、年金改悪を推進しようとしている。

政府・財界一体となった構造的な失業者群創出政策と対決すること、つまり、深刻な雇用・失業情勢を打開する取り組みは、小泉構造改革路線とも深く結びつく鋭い対決点となっているのである。

（しのづか ゆういち・労働ジャーナリスト）

フランス選挙結果に見る貧困の進行

布施 恵輔

「極右国民戦線（Front National）のFはファシストのF、NはナチズムのN」。フランス大統領選挙第一次投票（4月21日）の後のメーデーには、「極右国民戦線打倒」をかけた「反極右」一色となり、パリで40万人をはじめ全国で130万人が参加した。誰も予想しなかった左翼ジョスパン首相（社会党）の敗退。左翼候補が決選投票に進出できなかったのは1969年以来の出来事だった。極右国民戦線のジャン・マリー・ルペン候補の決選投票進出で、フランスは文字通り「反極右」の国民的大運動が起こった。高校生をはじめとする若者や、ワールドカップフランス代表チームキャプテンのジダン選手をはじめとするスポーツ選手や文化人の反ルペンの意思表明と、その運動はまさにフランスの民主主義の底力を見せ付けるようなものであった。決選投票は事実上の極右に対する国民投票の様相を見せ、シラク候補の得票率は、69年のポンピドー候補を上回る82.3%。第五共和制下の最高得票率は当然ともいえるものだった。

ジョスパン政権は35時間制導入で1998年時点

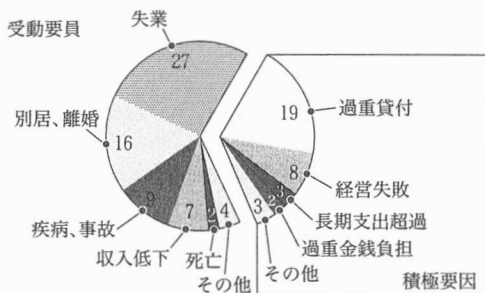
で12%を超える失業率を一時期は9%にまで下げ、2000年末までに23万5千人の新たな雇用を確保。ユーロ導入という課題をこなし、経済成長率でもユーロ圏全体で2.6%、ドイツが1.8%という一方で、3.1%の成長率を維持しヨーロッパ経済のけん引役としての役割を果たした。男女平等の施策でも進歩的政策で貢献した。

投票後の分析で各誌が指摘しているが、ルペン氏は従来の社会党や共産党の地盤だった地域で多くの得票を得ている。続いて6月9日に行われた国民議会選挙の第一次投票でも、極右候補に投票している階層で最大は、22%を占める労働者層であり、24歳から35歳までの層で16%の得票を得ている。ルペン候補ともう一人の極右候補メグレ氏が大統領選第一次投票で得た得票の合計547万票を、あれだけの反極右キャンペーンの中で、決選投票で552万票とわずかにだが得票を伸ばしており、フランス社会の支持基盤を確立しているといえる。フランス選挙は貧困化の進行が反映しているといわれている。

フランス社会に内包する新たな貧困問題を示

すものとして、ルモンド2月16日付の記事に注目したい。フランス銀行 (Banque de France) が発表した多重債務者に関する資料を特集の中には、過去10年の統計に見る多重債務者の変化を見ることができる。

多重債務の要因

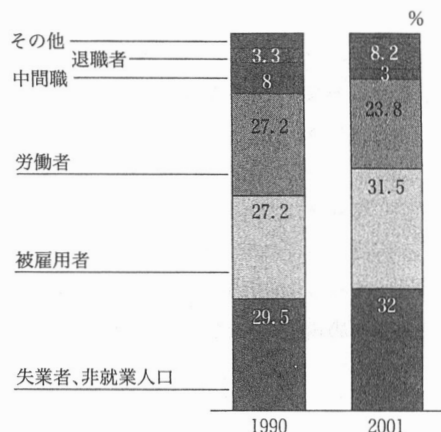


1989年以降、多重債務に関するネイエツ法が施行されて以降、2001年までの分析では貧困が第一の要因と指摘されている。2001年7月までの1年間に多重債務委員会に提出された14,500件のデータ分析でも、失業などの受動要因が65%を占めている (グラフ①)。多重債務者に占める成人独身者の割合が11年前の30%から、2001年には50%に増加し、一人親世帯も増加傾向にある。1990年には35歳～55歳層が過半数を占めていたが、若年層と高齢層の多重債務者が増大し、90年には1.2%であった25歳以下層が01年には5%に増加している。

多重債務者の構造はその社会階層にも影響している (グラフ②)。ホワイトカラー、ブルーカラーを含む労働者層が債務者の55%を占め、失業者や年金者の割合も32%に増加している。年収1万フラン以下の層が11年前の60%から、72%へ増加しているのも顕著である。2001年の多重債務委員会への申請数は前年に比べて1万件以上減少しているが、政府の債務者救済対策の一環で90年代末に申請が促進されたことと、比較的校長の経済の反映とみられており、階層の変化から見て事態は深刻といえよう。

フランス政権が社会保障削減、移民の増大、

多重債務申請者の社会階層



失業など問題に対応しきれなかったことが、今回の極右伸張と左翼政権の転落につながったのではない。5月のオランダ総選挙では、選挙直前に党首を暗殺されたフォルタイン党が第2党に躍進。2000年2月にはオーストリアで極右自由党 (ハイダー党首) が政権入り、2001年6月には右翼急進派ペルスコーニ氏が世間を獲得。ドイツ、ベルギー、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スイス、ハンガリーなどでも「移民排斥」や「反EU」を掲げる極右政党が勢力を伸ばし、「弱者」を支持基盤としていた左派政権が次々に政権の座から追われるのが最近のヨーロッパの傾向になっている。

EUとNATOには2004年までの間に東方拡大を進める。アマルティア・センが指摘するように、グローバル化の流れの中で経済競争が弱者を生み出しているにもかかわらず、政権党が弱者救済策を怠ってきたことがこの原因にあるのではない。「ヨーロッパのグローバル化」は一方で「ヨーロッパナショナリズム」を生み、非ヨーロッパ的他者である移民の存在を際立たせ、潜在的に極右勢力を支える土壌となり、敵を「移民」と「EU」に定めた争点の単純化で極右・右派勢力が人々の支持を得る結果となっている。

ドーバー海峡を臨むフランス北部のカレー県。カレーの中心都市ランスでフランスのテレビイ

国際・国内動向

ンタビューに応える中年男性が言った。「世の中変わってしまった。みんな政治に失望しているよ。職も見つからないし、どうしたらアクションを起こせるっていうんだ」。かつては左派政党の強固な地盤であったこの地域には、現在アフリカ北部や中東、アジア地域からの移民キャンプ存在し、海峡トンネルを使ってイギリスへ脱出を図る移民があとをたたない。国民議会第一次投票ではルペン候補の末娘、マリーヌ・ルペン候補（国民戦線）が24.24%の得票で、38.2%

の得票を得たジャン・クロード・ブロワ氏（社会党）との決選投票にこまを進めた。

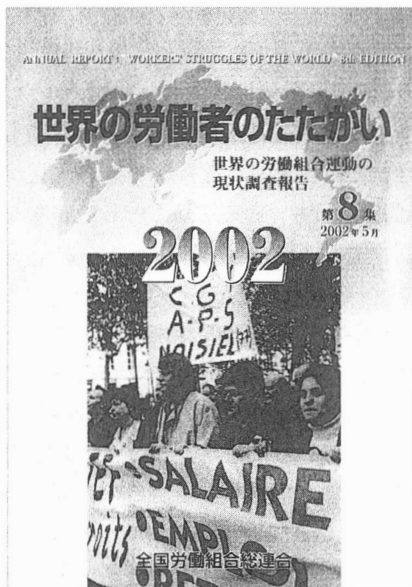
先進国にも途上国にも存在する、グローバリゼーション下の社会的弱者の絶望感が、「他者への憎悪と排除」というエネルギーとなって右翼勢力に力を与えるとすれば、これほど不幸なことではない。世界中で、また国内で起きているグローバル化の矛盾の解決に向けた分析と運動提起に努力しなければならないと痛感させられる。

（ふせ けいすけ・会員・全労連）

全労連編

『世界の労働者のたたかい 2002』

—世界の労働組合運動の現状と調査報告(第8集)—



労働総研国際労働研究部会メンバーが執筆した『世界の労働者のたたかい2002—世界の労働組合運動の現状と調査報告(第8集)』が発行された。頒価1000円(＋送料実費)である。購入希望のかたは全労連・国際局(〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4)へ直接申し込んでいただきたい。

執筆は、いずれも労働総研国際労働研究部会のメンバーである。

本報告書は36カ国1地域をカバーしている。

- * アジア (韓国、中国、中国・香港特别行政区、フィリピン、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム、インド)
- * オセアニア (オーストラリア)
- * アフリカ (南アフリカ)
- * 北米 (アメリカ、カナダ)
- * 中南米 (アルゼンチン、コロンビア、ブラジル、メキシコ)

* 欧州 (EU、ギリシャ、ポルトガル、スペイン、イタリア、ドイツ、オーストリア、スイス、フランス)

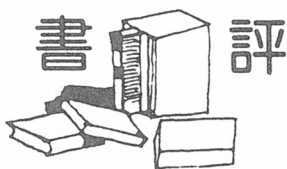
* 東欧 (チェコ、スロバキア、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア)

* 独立国家共同体 (ロシア、ベラルーシ、グルジア、カザフスタン、ウクライナ)

清山 卓郎著

『日本経済の復活と再生』

一ノ瀬 秀文



1990年代初頭のバブル崩壊を境目として、日本経済は画然と大きく様変わりし、暗転した。日本は底を這うような低成長経済の国に転落し、「雇用なき景気回復」にも見られるような低迷と閉塞状況が全社会を掩い、長期にわたって持続するようになった。

80年代末までの日本は先進国中でもずば抜けた高成長率を誇り、産業の国際競争力は世界市場を席卷するほどの勢いがあった。巨額の貿易黒字と円高は金融面でも日本の国際影響力を高め、日本は米国、EUと並ぶ世界の三極の有力な一極の位置を占めていた。失業率も相対的に低く、「福祉国家」システムもなんとか維持され、中小企業下請け体制も安定していた。

それが、90年代に入ると経済の全機構的波瀾によって、様相は一変した。以来、今日に至るまで、われわれはかつて経験したことのないような新しい性格の複雑で深刻な経済不況の長期持続、数多くの企業倒産や大企業のドラスティックなリストラ、大量の雇用の減少、不安定化と失業の増大に脅かされることとなった。生活不安が強まり、教育や家庭の崩壊現象、凶悪犯罪の激増など社会不安も高まるに至った。

どうして、このような事態となったのか。この閉塞的状况にどのような出口があるのか。われわれの最大の経済的関心事はそこに集約される。回答が切実に求められているいま、まさに時宜を得て、清山卓郎氏による今回の著作が刊行された。

本書の焦点は、90年代初頭のバブル崩壊以降、今日に至るまでの長期・構造的な深刻な不況（「90年代不況」と21世紀の「トリプル不況」）が、従来の日本型成長方式を支えてきた特殊・日本的要因と結びついて噴出したことを、経済的局面的展開過程に即し

ながら析出することに置かれている。この関連構造の正確な分析と解明こそが、出口が見出せないのかのように複雑に鍵れ合った今日の複合的不況からの脱出の道とさらなる前進の方向を照らし出す重要な鍵を与えることになる。本書は、この困難な課題に真正面から取り組んだ意欲的力作であり、そこでの解明の内容はみごとといわざるを得ない。

著者、清山卓郎氏は、日本経済論、経済政策論、経営管理論が専門の守備範囲の広いベテラン学者で、これまでも数多くのすぐれた著作で知られ、日本の労働問題についての研究著書もある。本書は、同氏のこれまでの学問的蓄積をフルに動員して、日本経済の高度に複雑な諸側面について基本的統計資料を駆使した精細な分析が与えられ、また、2000年3月からの「新会計基準」導入が持つ意味についても論究されるなど、かなり高度の内容のものとなっている。しかし、著者は、一般の読者にも本書が読まれるようにと平易な叙述のために最大の努力を払っている。

本書では、まず、その第一章、第二章、第三章および第六章で、90年代以降、今日までの日本経済における不況の深化の過程が、つぎのような5つの局面に区分されて、考察されている。すなわち、①91年3月から93年10月までの第1局面（＝『平成不況』）、②93年11月から97年3月までの第2局面（回復感なき景気上昇と回復）、③97年4月から99年3月までの第3局面（消費不況と金融不況が複合した激しく深刻な不況、GDPが5期連続マイナス）、④99年4月から2000年末までの第4局面（短期の景気回復、雇用減少、失業増大、個人消費の萎縮が引き続き進行）、⑤2001年1月から現在も進行中の第5局面（「トリプル不況」＝消費不況＋金融不況＋IT不況、「バブル崩壊後のもっとも深刻な構造的な不況」というのがそれである。

書 評

著者は、上記の日本の不況の進行の考察において、世界経済の側で現れた枠組みの大きな変化という要因に当然注意を払うことの重要性を認めた上で、「90年代構造的な不況の、より基本的な要因」である「日本経済内部の側からの特殊・日本的要因」（22ページ）を重視する必要を強調している。そのことに私も全く賛成である。

この、「特殊・日本的要因」というのは、著者の論述を私なりに改めて整理すると、①「輸出重点主義・輸出主導型の経済成長政策」への固執、②大企業・ゼネコに偏り、偏向した大型公共投資（経済的波及効果を失った無駄な公共事業への財政負担）—著者はこれを『日本版』内需拡大政策と呼んでいる、③輸出ドライブがもたらす巨額の貿易黒字、「超円高」に伴う企業「合理化」、人員削減・賃金抑制、生産の海外移転、「逆輸入」、国内工場の閉鎖・縮小（「産業空洞化」）、④政府の労働力政策、社会政策・社会保障政策、これらが「勤労者抑制的」で、「個人消費や生活・福祉関連公共投資の軽視（以上につけ加えて、消費税導入および引上げ、医療費引上げその他の社会保険、年金などの制度改悪などがある）」ということになるだろう。

これらは、「国民本位の、個人消費や生活・福祉支出の拡大」を中心に据えた「真の内需拡大政策」と真向から対立するものである。

著者は「85年以降、輸出増加の経済成長促進効果はもはや完全に失われている」（29ページ）と指摘しているが、輸出依存型成長政策は90年代景気回復期にも持続され、遂に95年の1ドル＝80円を超える異常円高・ドル安局面が現われ、景気後退を引き起こすことにもなった（30ページ）。そして、これを機に「ゼロ金利」（公定歩合0.5%）政策の強行ともなり、また村山内閣時の「日米包括経済協議」において「10年間600兆円の公共投資」という「内需拡大」の約束をしたことなどが指摘されている。

また、95年の「超円高」から円安への切り替えが日・米・独三国の合意によって実現したとき、これが国際投機筋によって利用され、1997年のアジア通貨危機をもたらしただけでなく、アジア危機が日本にもはね返ることにもなった（84～85ページ）。これらはすべて、「真の内需拡大」を否定した「輸出依存

型成長」政策が90年代の日本の構造的な不況を深刻化させ、増幅させるに至ったことの証明的事例だと言える。さらに、それに消費財の2%アップが加わってくる。などなど。

いずれにせよ、90年代以降の日本経済を5つの局面に区分して系統的に分析した著作はまだ他に例がなく、本書を嚆矢とすることとなり、その意味でも画期的な著作だと言わざるを得ない。

著者のいう「特殊・日本的要因」が90年代の歴代政権の経済政策の基調でありつづけた結果、97年以降の深刻な消費不況・金融不況、雇用悪化と失業増大、個人消費の縮小など不況の長期化をもたらすに至り、第4局面の弱い景気回復の短命化を経て、今日の極めて深刻な「トリプル不況」につながっていくことになった。歴代政権による景気対策が全く効果を持たず、事態を深刻化させるばかりであったのは、「国民本位の、真の内需拡大政策」が無視されたからに他ならなかった。

こうして、本書の分析をつうじて、「個人消費の拡大、生活・福祉重視の公共投資の拡大」を柱とする「国民本位の、真の内需拡大政策」こそが、今日の日本経済の「不況から脱出の唯一の道」であり、日本経済の活性化を図る基本的方向であらねばならないことを、深く理解することができる。

しかし、この問題はたんなる一般論にとどまるわけにはいかず、経済と国民生活・福祉の個別的領域にまで踏み込んだ具体的政策として体系的に展開されることが必要である。

清山氏は、そのことを、第四章「個人的消費拡大による内需拡大への道筋——勤労者状態の分析を通じて」および第五章「財政破綻をどう克服するか」における解明を通して、明らかにしている。これらは、いわば総論にたいする各論として位置づけられるものと言えるが、この各論抜きに総論を語ることは無責任の誇りを免がれ得ないという意味で不可欠のものである。この面でも、著者はその真価をフルに発揮している。

第四章は、勤労者所得に重点を置き、それをどのように安定的に保障し、充実させていくなれば、個人消費の拡大、日本経済の活性化をもたらし得るかということを、まず、第一次の調査資料にもとづい

て緻密な分析によって、勤労者所得と個人消費との関連構造の実態を明らかにしている。すなわち「どこにポイントをおいて勤労者の所得水準の底上げを図れば、個人消費が拡大するのか」という問題意識のもとに、世帯主の定期収入五分位分類などのデータにより、年収550万円弱の第三分位の「平均労働者像」の月平均「消費支出」額32.9万円を、絶対に死守しなければならないラインとして析出している。この析出のために著者は極めて綿密な作業を行っている。そして、さらに、各所得分位の勤労世帯の特徴づけを行ない、それと貯蓄、負債、消費支出の特徴を明らかにし、それぞれの分位に応じた所得と消費の充実策が必要だとしている。なお、ここで注目される問題提起として、所得中位層に当る第三分位の家族が住宅ローンでマイホームを取得した場合には瞬時にして家計が崩壊状態に陥ることを警告し、良質・低廉な賃貸し「公共住宅」供給の必要性を強調している。その他、男子に比べての女子の賃金水準のひどい格差是正の必要の提起とか重要な指摘が少なからずある。「最低賃金制度」の問題、「児童手当」のあり方、「生活保護」、「公的年金制度」などの改善が個人消費の増大につながることにしても緻密な分析と政策的提起がなされている。ここでの問題解明からわれわれは多くのことを学びとることができるであろう。

第五章の財政再建についての分析と政策的提起も、経済の根幹にかかわる問題であるが、もはや、ここで紹介・論評することができなくなった。また、最終章「資本主義をどうする——いい資本主義と悪い資本主義」は、世界史的視野から、日本経済の改革が前向きな性格をもった、積極的なものであることを根拠づけようとする意図をもった興味ある論稿だと言える。

本書には、新たに補足的意見が出てくるかもしれない。しかし、本書の解明は、いわば「コロンプスの卵」のようなものである。これまでにない画期的著作が完成されたことを心から喜ばたい。

(学文社、2002年2月刊、285ページ、2300円+税)

(いちのせ ふみひで・労働総研理事)

福田泰雄著

『現代日本の分配構造 —生活貧困化の経済理論—』

相澤 與一

率直に言って大変な力作である。そう容易に紹介し批評することなどできない大作でもある。多忙な筆者には一読するのも容易でなかった。なにせ、理論畑の著者がその畑の人のもつ粘り強さで入念に資料を収集しそれであとづけながら、体系的に論証されようとするのだから、相当なものである。まず、本書の章別編成から一覽しよう。

はしがき

第1章 企業中心社会の分配構造

第2章 日本の経営と労務管理

第3章 独占的市場構造と規模別賃金格差

第4章 「財政構造改革」と国民生活

第5章 居住の貧困と住宅・土地政策の貧困

第6章 政・官・財の癒着と未熟な民主主義

おわりに

本書の著者のねらいと方法については、下手な要約よりも、まず著者のことばを借りるにしくはない。大方の本がそうであるように、本書の場合も、まず「はしがき」と「おわりに」を読めば、著者の意図と方法の沿革はわかる。

「はしがき」からみるとこうなる。戦後日本の経済発展はめざましく、GNPでも国民一人あたりGDPでも一流国になりあがったが、国民はその豊かさを実感できず、「経済大国と生活貧国のギャップ」は大きく、近年のリストラ等の横行と社会保障制度改正によりむしろ拡大する傾向にある。経済大国化と「企業中心社会の弊害」としての生活貧困化とは「表裏一体の関係」にある。本書は、戦後について「明治以来の日本のキャッチアップ型社会」を「国民生活という視点から批判的に分析することである。それは、

書 評

企業中心社会の『成果』と『弊害』、このギャップの発生メカニズム、すなわち、労働者、生活者としての国民に対する、大手企業を中心とする企業優位の所得分配の決定メカニズムを問うことに他ならない。一国社会における分配決定の主要部面として、労使が直接向き合う各企業＝経営の場、下請取引に代表される企業間取引の場、それに政府活動の場、これら三つの局面、あるいは次元が存在し、しかもこれら三局面は、分配の重層的決定構造を形成する。これら三層にわたる分配の決定関係を介して、大手独占資本が、国民に対する分配上の優位を実現する現実とその根拠の解明に本書の焦点がある」〔5頁〕。そしてその方法は、基本的に資本蓄積が労働市場に及ぼす影響を論ずることによって資本蓄積と賃金分配との関係を論証しようとしたマルクスにいたる古典派の成果を前提としつつ「現代の分配を論じるに当たって不可欠となる制度、あるいは体制要因の役割に分析の重点が置かれる」。「その意味で本書は現代日本資本主義の階級分析であり、現代資本主義の経済学原理の構築に向けた一つの試みである。」したがってまた「本書における現状分析は、新古典派経済学に対するアンチテーゼでもある」〔6頁〕。

「おわり」においても書き出しは同趣旨である。「本書は、国民生活という視点から見た日本資本主義論であり、その批判的分析の書である。本書の課題は、『経済水準に見あった豊かさが実感できない』という国民の率直な疑問、つまり『豊かな国の貧しい国民』の実態とそのなぜを明らかにすることであった。」「その生活のゆとりを奪う原因は、労働生活にかかわる賃金、労働時間などの労働条件から、社会生活にかかわる基礎的食料問題、教育費負担、居住条件、社会保障など、これら生活の基本条件全般に及ぶ。／こうした日本資本主義が抱える国の経済力と国民生活とのアンバランスは、明らかに富の社会的分配の歪みに由来する。事実、日本は企業

中心社会として、国民生活に対比し企業の側に傾斜した富の分配構造をもつ。本書は、企業、具体的には大手資本に傾斜したこのゆがんだ分配形成を第1に、日本的経営に見る強固な労務管理、第2に、下請取引に代表される大手資本による中小資本に対する支配、第3に、政・官・財の権力癒着とそれに対する民主主義の未熟、これら経営、市場、国家の3レベルにわたる大手資本優位の分配決定構造の産物・結果として明らかにした。／それゆえ、豊かな国民生活の実現は、労働生活を含めた国民生活の論理に対し、資本の論理の優位を実現する、経営、市場、国家の三層にわたる現行分配決定メカニズムの是正、つまり分配をめぐる資本＝優位と、生活＝劣位の力関係の是正によってはじめて可能となる。具体的に、生活の論理と資本の論理の間の力のアンバランスをどう是正するか、三層にわたる分配管理の構造に対応して複数の切り口、突破口が考えられる。中でも、労働者、さらには市民の利益を第一義とする組合運動の再建、あるいは情報公開に支えられた批判的ジャーナリズムの興隆、あるいは地方分権と市民運動に基づく地方行政への住民参加、すでに進みつつあるこれらの動きが国民の生活権を維持、拡大する上での重要な契機となろう」〔292頁〕。そして構造改革批判へと及ぶ。

筆者の概括的な感想は、冒頭に述べた通りである。社会政策、社会保障、労務問題などになじみの多い筆者にとって特に学ぶ点が多かったのは、新古典派理論への批判をも含ませながら第3章「独占的市場構造と規模別賃金格差」中で規模別賃金格差の原因について論じた第2節「能力差仮説vs市場構造仮説」および第3節「独占的市場支配とリスク転嫁」などの分析や、第5節「居住の貧困と住宅・土地政策の貧困」などである。その他、豊富な引証で裏付けての論証にそうだそうだと首肯する点が多かった。立派に著者の意図は果たされていると感じられる。方法論としても、資本の論理の一方的貫徹を批

判して生活の論理からのパラダイムの転換をせまる主張には大いに共感し、近年筆者らが社会的な生活過程本位の論理を復権させ、大資本および政・官・財癒着権力本位からの体制転換を主張することに大きな援軍を得た感を深めた。

そのうえであえてないものねだりをするとすれば、本書が「あとがき」で補足的に、急激な円高体制への契機として巨大な「生産マシン」化した日本企業の働かせ方と過剰蓄積にふれたことにつながることもある。本書はいわば一国資本主義としての日本資本主義の現代像を刻んでいる点で優れた業績をあげられたが、戦後日本資本主義論は対米関係のなかでしか解明不可能であり、とくに近年ではアメリカ的グローバリゼーション攻勢との関連に則して観察しなければ、現代の円高および為替換算での「高コスト」の体制や過剰資本・過剰蓄積、高失業とデフレ・スパイラルの悪循環も十分には解けない。本書が優れた「財政構造改革」批判をなされながら、「構造改革」をグローバリゼーションと関連させていないのは残念なことである。

もう一点、評者がよくわからない方法上の問題は、著者が「生活貧困化の経済理論」として、分配論に焦点を限定されたことである。内容的には、大企業の生産と資本蓄積の機構を分析され、労働とその成果の搾取・収奪機構を克明に分析されながら、分配問題に収斂させることの意義と限界について、説明が不足しているのではなかろうか。日本資本主義が資本主義としても特異な歪みをもつことを集中的に論証され、その資本主義的な改良の課題に限定するためだとすれば、それはそれである程度わかることではあるのであるが。いかがなものであろうか。(青木書店・2002年1月刊行・本体価格3600円)(あいざわ よいち・常任理事・高崎健康福祉大学)

グレゴリー・マンツィオス編

『新世紀の労働運動』

全国労働組合総連合編

『世界の労働者のたたかい』

階級重視にむかうアメリカ労働運動
大木 一訓

アメリカの労働組合運動がそれまでの運動のあり方を大きく変え、それまでのビジネス・ユニオニズムといわれた実務的保守的な「運動」から社会的攻勢的な運動への転換を、さまざまな分野で押し進めるようになってから、もう7年が経過しようとしている。転機となったのは、1995年10月に開かれた、アメリカの労働組合ナショナルセンター AFL-CIO の大会であった。会長の座が運動史上はじめて選挙で争われることとなり、「アメリカ労働者のための新しい声」と称する批判派の運動を代表して立候補したジョン・スウィーニーが、AFL-CIO の指導権を握ることとなった。「労働組合は、ついに長く深い眠りから目覚めた」と評されたように、それいらいアメリカでは、労働組合運動の再構築をめざす活発な取り組みが展開されてきており、運動が昂揚にむかうなかでは、全労連『世界の労働者のたたかい』でも毎年紹介されているように、ストライキ闘争や協約改定、組織拡大等でも前進を勝ちとるようになってきている。

読者もそうであろうが、筆者はかねがね、このアメリカ労働運動の最近の変容と前進について、もっと全体的に詳しく知りたいと思っていた。資本主義社会における階級や搾取・抑圧の存在を否定し、産業社会を支える経営のパートナーとして労働組合をとらえ、強烈な反共主義に貫かれてきたアメリカの労働組合運動が、自

書 評

らを革新的な大衆運動へと脱皮させていくことになったとすれば、それは予想もしなかった画期的な運動の前進である。しかし、それは、決して容易なことではなかったであろうし、今日なおさまざまな困難をとまなっているのではないだろうか。また、その変容の過程には、わが国の労働組合運動が直面している運動再構築の諸問題とも共通するものが、数多く存在するにちがいない。いったい、アメリカ労働組合運動の最近の転換は何を意味するのだろうか。それは、いかなる運動理念に支えられ、具体的にはどのような新しい運動内容として展開されつつあるのか。また、大衆的な運動よりも職能団体的なロビー活動が中心だった AFL-CIO の活動が、なぜ、どのようにして、大きく改革されることとなったのだろうか。そうした転換を可能にした運動の力はどのようなものであったのか。新しい運動の担い手はどのような人々なのか、等々。聞いてみたい論点は山ほどある。

こうした疑問に、全面的ではないにしても、主要な点で説得的に答えてくれる著書等を最近まとめて読むことができた。戸塚秀夫監訳『新世紀の労働運動——アメリカの実験』や全労連が毎年刊行している『世界の労働者のたたかい』（最近号は本年5月刊行の第8集）、それに『海外労働時報』などである。とくに『新世紀の労働運動』は、1995年の AFL-CIO 大会の前夜にニューヨークのクィーンズ大学労働資料センターで、「21世紀に向けた労働運動」というテーマの研究討論集会が開催された際の報告集であるが、執筆者たちがアメリカの労働運動の実践に長年たずさわってきた人たちであり、また、前出の「アメリカ労働者のための新しい声」運動に参加して、労働組合活性化のための提言活動を実際にすすめてきた人たちであることもあって、アメリカ労働運動の新しい息吹を生々しく伝えている。（本訳書の原書 A New Labor Movement for the New Century は、その集会での報告を基に、1998年に編集・出版

された論文集で、訳書では21本の報告論文のうち16本が翻訳・収録されており、収録論文は、「第1部 民主主義、イデオロギー、変革」「第2部 未組織労働者を組織化する」「第3部 多様性と多様性の包括」「第4部 政党と政治」「第5部 国際問題」の5部に分けて編集されている。）

以下では、上記の文献・資料を参考に、最近のアメリカ労働運動の潮流転換について、注目される点をいくつか考えてみることにしたい。

1 プラグマティックな運動から民主的な社会運動への転換

アメリカの労働運動は、ながい間、自らの行動原理がプラグマティズムにもとづくものであることを自認してきた。それは、「世界観をもっていない」と主張し、「差し迫った現実的な関心のみが自らの指針」だと語り、「世界を揺るがすような展望や行動は慎重に避け、ただ労使間の力のバランスにおいて、より好ましい条件のみをもとめる」という運動であった。

『新世紀の労働運動』（以下、戸塚訳本）を読むと、そうしたアメリカ労働組合運動におけるプラグマティズムの影響は、いまや「その大部分が姿を消した」という。「草の根の組合主義、より視野の広い戦闘的な組合主義を取り入れた」ことで、大衆中心の活動や直接行動が重視されるようになり、新指導部は、労働者が直面している諸問題を解決するために組合はより広い役割を果たさなければならないと訴え、「革新的かつ人道主義的な民衆の声を代弁し、広範な人々との連携し、幅広い社会運動をつくりだしていこう」、と呼びかけている、という。著者たちは、「この変化は、思考と実践における革命ではなく進化である」と限定的な評価をしているが、そうした運動潮流が定着したとすれば、それは実に大きな運動基調の転換だと言えよう。

新しい労働潮流のもとでは、従前のようにサービスマンとしての組合を強調するよりも、民主

主義の担い手としての、また、社会運動の組織者としての労働組合が重視されるようになったことがわかる。そこでは、労働組合のとらえ方にも大きな変化が生まれている。「何よりもまず、労働組合はコミュニティをつくりだそうとしているのだ」「労働組合は民主主義の学校となる必要がある」「組合活動そのものを民主的実践のモデルとしなければならない」「労働組合は、民主主義と市民社会の擁護者とならなければならない」といった発言は、もっぱらプラグマティックな機能論から労働組合を問題としていたかつてのアメリカ労働運動では考えられない労働組合のとらえ方である。さらにすすんで、「労働組合の究極の役割は何か」、それは「職場と経済の領域で民主化をすすめる、社会総体の権力を転換し、権力と影響力と財力がが一手に集中する権威主義的な支配をうち破ること」であろう、という主張になると、これはわが国の全労連運動も提唱している民主的規制の思想とも共通する、社会変革の担い手としての労働組合というとらえ方さえうかがわせるものだろう。

こうした流れのなかで、労働組合運動は「人権のための運動」として再定義されるようになっていくという。運動の質的転換が、女性、有色人種、ジャーナラーと呼ばれるビル清掃労働者など広範な不安定無権利労働者の運動への参加、セックスハラスメントや賃金・昇進差別の重視、青年や大学・地域をまきこんだ労働問題キャンペーン、組合員による大衆的な組織化運動、民主党から離れた独自の政治活動の展開、海外の虐げられた労働者を「助ける」ことから相互援助への国際連帯の転換、などとして、随所ですんでいることがわかる。

2 アメリカ労働運動の前進を制約するもの

しかし、アメリカ労働運動の最近の潮流転換については、その積極面とともに否定的側面もあることをリアルに把握しておかなければならない。この点では、戸塚訳本が率直に批判的分

析を展開しており、非常に興味深い。とくに、ジェレミー・ブレッカー（彼はアメリカ労働運動の現状を痛烈に批判してきたジャーナリストとして有名である）とティム・コストロが執筆した同書第2章「古い殻のなかの『新しい労働運動』か」と、編集責任者のグレゴリー・マンツィオスが執筆した第3章「労働組合は何のためにたたかうのか」は、アメリカ労働運動の歴史を総括しながら、最近の転換がもつ意義と限界について、透徹した分析と評価を示していて圧巻である。なかでも興味深いのは、次のような諸点である。

第一に、最近の運動の転換は、当初は、役員間の権力争いとして始まったものだったが、「行動的だが主流派の組合幹部とみなされていた」スウィニーとともに、戦闘的な幹部や女性・有色人種代表などが「ニュー・ボイス」の運動に共同して参加するなかで、「宮廷内の権力工作」をはるかに超える大衆的な組合改革のたたかいとして、急速に発展していったものであること、その過程では、「消滅の危機に瀕すれば、組合官僚でさえ変化する」という歴史の弁証法が作用したことが、明らかにされている。

第二に、そうした歴史の弁証法を生み出した労働運動内部の要因としては、①前例のない企業・政府の攻撃が行われるにつれて、協約を交渉し、妥結し、実施させることが、ますますむずかしくなったこと、②組合が成果をあげるためには未組織労働者を組織し、組合活動を取り巻く環境を変える運動をつくりあげなければならなくなったこと、③労働組合は自己変革しなにかぎり減じていく運命にあることがはっきりしてきたこと、④その背景には、アメリカおよび世界経済の変化が労働力構成や労働生活にあたえたドラスチックな影響があること、が指摘されている。

ところで、第三に、AFL-CIOの新執行評議会においても、少数の大組合の会長たちが大勢を支配するという権力構造はなお続いていると

書 評

いう。それらの役員の多くは、労働運動の衰退に責任のある役員たちであって、そのなかに労働運動についてオルタナティブな見通しを抱くものは少ないということである。そして、密室協議による役員選出や議事録の非公開がなお維持されているような「内部民主主義の欠如」や、主要な大衆闘争に労働者を動員することにトップの役員たちがあまり熱心でない状況下では、「指導部が望んでいる改革とは、せいぜいビジネスユニオニズムの戦術化であり、活発な組織化やストライキ志向の拡大を、上からの統制と結びつけるもの」かも知れないと警告している。

第四に、AFL-CIO指導部は、過去の考え方、政策、慣習から多くの面で脱却しつつある一方で、まだ多くの点で古い仮定にとらわれ続けている、と指摘されている。具体的には、①結成いらい一貫して資本主義支持の立場をとり、アメリカの社会経済的秩序への信頼を大前提としてきたことが、労働組合の目的や活動範囲を制限してきたこと、②運動の中で生き続けてきた「労働と資本の間のパートナーシップ」というビジョンと、パートナーシップなどどこにもなく、あるのは敵対関係だけという現実との乖離、③CIAの労働組合版といわれた諸活動から脱却し、これまで接触をさせてきた労働組合との共闘をすすめるという課題、④「ニュー・ボイス」の運動とは明らかに矛盾している民主党および民主党候補を支持するという問題、⑤グローバルゼーションのもとでの、時代遅れの概念や闘争手段への依存（団体交渉偏重、交渉単位の定義、組合間の境界、先任権という概念、労働者の要求や利害についての狭い概念、経済成長がもたらす恩恵への信頼、一国的枠組みのなかへの埋没など）、といった諸点である。

要するに、アメリカ労働運動の革新的転換は、なお厳しいたたかひの過程にあるというのである。実際、その後、大統領選挙でAFL-CIOがゴア民主党候補を支持したこと、ブッシュ政権のテロ報復戦争についてもスウィニーが先頭に

なって支持していること、等を見ても、また、アメリカ支配層が国民の「愛国心」をあおり、アメリカ「帝国」の地球規模的構築に労働者たちを心身共に動員している状況からしても、アメリカ労働運動が自己革新をすすめるうえで直面している困難は、なお大きなものがあると言わなければならない。

3 階級意識ユニオニズムへの展望

しかし、開始されたアメリカ労働運動の前進は、けっして後戻りすることはないであろうと思われる。筆者がそう確信する理由は、戸塚訳本の第3章「労働組合は何のためにたたかうのか」や第11章「橋を封鎖する一階級を基盤にする政治と労働運動」をはじめ随所で、アメリカ労働運動はその運動理念を階級意識ユニオニズムへと発展させる時機を迎えているという、説得的な展望が示されているからであり、いま一つは、『世界の労働者のたたかひ』の各号で、その後のアメリカ労働運動が実際に大衆的発展をみせていることが報じられているからである。

たとえば、戸塚訳本で編著者のマンツィオスは要旨こう言う。

第二次世界大戦後のもっとも恵まれた時期においてさえ、繁栄の裏側では、人種的性的差別、都市の荒廃と環境破壊、労働疎外、貧困層、などの問題が存在した。今日では、アメリカの経済発展が今後も続くものとは仮定できなくなっており、経済構造の変化は過去の繁栄への復帰を不可能にさせている。経済成長と私利の追求がすべての人々の生活向上にむすびつくことになる、という伝統的な考え方は、いまやまったく通用しない。労働組合は、自らをとりまく環境の根本的变化を認め、企業社会アメリカとのパートナーシップの論理を拒否することを、いま求められているのだ。資本と労働の利害は明白に対立している。アメリカの経済構造が根本的に正しいという信念にしがみついていると身を滅ぼすことになる。階級意識に重点をおく見

方の方が、変化する現実に対して、より正確で効果的かも知れない、と。

そして実践的には、労働組合は、①資本主義が優れているという昔からの想定を放棄し、民主党が提唱する「成長指向」のイデオロギー的枠組みとも決別すること、②規制を忌むべき言葉から、利鞘稼ぎ、脱税、環境破壊、無責任な企業活動を暴く公共の監視のスローガンに変えること、③対立する諸階級の利害を明確化すること、④幅広い経済民主主義や平等の問題に積極的に取り組むこと、⑤労使対立を異常なものと思わないで体系的なものとして把握すること、⑥リベラル派への支持から独立した階級的政治を追求すること、⑦改良のイデオロギーから転換のイデオロギーへと力点をシフトさせること、が必要だという。

ここに示されているのは、まさに全労連運動も追求する階級的民主的な社会運動路線である。こうした議論がAFL-CIOの運動の中で公然と提起され議論されること自体、隔世の感のある出来事であるが、本書で見るかぎり、それは新しいAFL-CIOの運動のなかで大きな影響力を獲得しつつあるように思われる。

「ニュー・ボイス」の運動家たちは、アメリカにおける「階級意識ユニオニズム」の将来について比較的楽観的である。階級重視のアプローチは、今日では以前より現実的で実現可能になっていると言う。なぜなら、①階級的言動を外国の陰謀や反逆的陰謀に結びつけることが難しくなった、②アメリカン・ドリームの影響が失われ、労働者の幸福と株主や企業経営者の幸福とが相反する関係であることを、以前にも増して働く人々が強く意識するようになった、というアメリカ社会の変化があるからだ、という。筆者には、①アメリカの労働者たちが直接対峙しているのは、唯一超大国の権力であること、②社会全体に長年にわたる右翼的反共的風土があること、③労働者階級の利益を代表する政党や議会議員がほとんど存在せず、政治的発言力が

弱いこと、④マルクス経済学の伝統がないこと（本書を刊行した『マンスリー・レビュー』社の存在は大きいにしても）、⑤さらに、本書刊行後のことであるが、「同時テロ」後の世論の極度の右傾化、等を考えると、アメリカにおける階級的労働運動への前進は決して容易ではないと思われるのであるが、しかし、重要なのは、AFL-CIOの運動の中でこうした階級的潮流が有力な地位をしめるようになり、確信をもって運動の改革に取り組んでいる、という事実であろう。「21世紀の労働運動はなによりもまず階級的な社会運動でなければならない」というAFL-CIO運動内部からの発信が広く伝えられるようになるなら、それはアメリカ国内においてばかりでなく、わが国をふくめ国際的にも、非常に大きな影響を及ぼすことになるだろう。

4 労働組合の自己改革への視点

関係文献を読んでいて、印象的だったことがいくつかある。

一つは、労働者たちをもっと確信的にし積極的にするような、運動の指導性の問題である。「労働者は勝算があると信じないかぎり、労働組合の勝利のために危険を冒したり、ストライキを続けたり、その組合のためにたたかったりはしない」「不正義に対して立ち上がり対決する意欲と能力は、対抗文化、構想力のある指導者、強い社会運動という背景があって初めて生まれるものだ」「刺激的な議論に終わるのではなく、実践に結実する主張をめざすべきだ」「なぜ今日のような事態になっているかを説明することに力点があるのではなく、それをどのように変えることができるかを提案することこそ目的でなければならない」等々。幹部・活動家としての責任感と労働者たちへの信頼に支えられた指導の問題である。

二つには、運動の「再活性化」をすすめるうえで、運動家と知識人との交流や協力・共同の問題である。本書の著者たちを見ると、その

書 評

多くは運動家であると同時に大学等での研究者やジャーナリストでもある、という人たちである。あるいは、大学の労働者教育部や労働調査研究所などが、労働組合運動の活性化に大きく寄与していることも印象的である。組合の役職者が大学等の研究者になる事例も珍らしくなく、運動家と研究者との協力はむしろ両者の融合といった方がよいほど緊密なことである。

三つは、国際交流のあり方にかかわってのことであるが、「ニュー・ボイス」に主導された新しい運動のなかでは、共通の課題についての国際連帯闘争が、大衆的なレベルで日常的に組織されるようになっていく。たとえば、「韓国政府が反動的な労働法を制定しようとした時も、数時間以内にアメリカの労働組合活動家は、全国にある韓国大使館や領事館前での抗議行動のため街頭に出ていた」という。そこには、グローバリゼーションの時代にふさわしい国際連帯の発展を見ることができる。

さいごに、本書を読んであらためて痛感させられたのは、ナショナルセンターの役割の決定的重要性であり、それを支えるさまざまな分野での労働者階級の草の根運動の重要性である。そして、今日の情勢の下では、どのようなナショナルセンターも自己革新に取り組まざるをえないという歴史的必然性が、アメリカ労働運動の場合にも貫徹していることである。

この点で注目されるのは、本書を監訳された戸塚秀夫教授の「解題」によると、ここに訳出された原書のかなりの部分は、すでに1999年頃に、連合総合組織局から内部向けの「教材」として『21世紀に向けた新しい労働運動』というタイトルで刊行されていた、という。AFL-CIOと緊密な協力関係をむすんできた連合が、それをどのように受け止めているのか、それが最近における連合運動の一定の変化に関連しているのかどうか、興味深いところである。

『海外労働時報』が毎月伝える動向からも、わ

れわれは、スウィニー指導部のもとでの AFL-CIO が近年大きな前進を勝ちとりつつあることを知ることができる。とりわけ注目されるのは、①組合のオルガナイザーやリーダーの養成、②「ユニオン・サマー」による青年への働きかけ、③リビング・ウェッジ（生活賃金）条例制定運動への取り組み、④未組織の組織化の精力的な推進、⑤「新たな同盟」とよばれる組合組織の活性化、などの点で大きな成果をあげてきていることである。なによりも組合活動全体が生き生きとしたものになってきたこと、草の根からの運動の前進の中で、長年にわたる組織率の低下に歯止めがかかってきたことは、特筆すべきことであろう。

それに加えて、運動の革新的変化を示す最近の特徴としてあげることができるのは、どうすれば労働運動の再活性化が可能かという問いをめぐっての、活発な批判的論議の発展である。「アメリカでは、不一致や論争を問題視したり、組織に忠実でないと見なす傾向が強く、論争を民主主義的運営にとって不可欠な要素だとは考えない傾向がある」と言われ、その点では「連帯と異見表明との共存」を誇るイギリスなどの労働運動に比べ民主主義の成熟度が低いと見られてきたアメリカの運動であるが、今日では、異なった意見の存在を認め、その討議と実践をつうじて運動の新たな創造力をつくりだしていくという、運動の民主的力量を蓄えてきているように思われるのである。

ともあれ、アメリカ労働運動がヨーロッパやアジアと共に民主的階級的に強化されつつあるという事実は、いまや労働組合運動が国際的に大きな昂揚と前進の時期を迎えつつあることを示すものであり、日本の労働者・労働組合をも大いに勇気づけるものであろう。

（『新世紀の労働運動』2001年12月緑風出版刊・4000円）

（『世界の労働者のたたかい 2002』2002・5月刊価額1000円）

（おおき かずのり・労働総研代表）



黒川俊雄・小越洋之助著

『ナショナル・ミニマムの軸となる最賃制』 金田 豊

大企業を中心に、リストラ首切りと低賃金不安定雇用への切替えの雇用不安を背景に進められている賃下げと労働強化の労働者状態の悪化が深刻化している。これに歯止めを掛け、人間らしい働きと暮らしを取り戻すことが差し迫った課題であり、賃金の底上げと働くルールの確立が、組織の違いを越えて提起され、地域での共同の取り組みも始まった。それには最低賃金制とナショナル・ミニマムの確立が不可欠だとされる。しかし、それをどう捉え、具体的な組み立てを考えればよいのか共通の認識に至らず、共同の運動の構築への検討が求められている。本書の刊行は、こうした状況に応える時宜に適ったタイムリーな出版である。

第1に「いま、なぜ最賃制か」として、長期不況の打開に、個人消費の回復が基本とし、低賃金の非正規雇用拡大と社会保障引き下げのなかで、週35時間労働制、解雇規制、ナショナル・ミニマムの軸となる全国一律最賃制の立法化の三点セットが提起される。しかし、これまで現実には、労働組合は最賃制をスローガンとしては掲げても、その具体的な取り組みは「腰が引けている」状況にあったとし、それは「業者間協定方式」から「目安方式」に至る現行最賃制が、運動を阻害する仕組みを持っていることを示す。そして、第2に「最賃制とは」として、最賃制のとるべき原則をあげ、それと対比して、現行最賃制の生計費無視、企業の支払能力に拘束され、低賃金構造の重しとなっている仕組みの問題点を追及する。それを、フランス、アメリカ、イギリスの最賃制のシステムと、その形成への取り組み過程と比べることでより鮮明にする「日本と世界の最賃制」を、第3に取り上げる。これらの欧米諸国の経験と

教訓を受け止め、日本の条件の違いを踏まえて、第4に「どのような最賃制を考えるか」を提示する。

いまや、労働者の状態悪化の深刻化が、最賃制闘争停滞を乗り越える条件を強めていること、単身世帯が独立して生活出来る水準の生計費を基準に、平均賃金の2分の1以上の水準をもって、全国で雇用形態を問わず、18歳以上のすべての労働者を対象とする全国一律最賃制の確立と、法定家族手当（児童手当）の整備、課税最低限、最低保障年金制度、自家労賃など国民諸階層の所得の最低限に連動させて、ナショナル・ミニマムの軸をなすものとして立法化する国民的共同行動の地域からの組織化を、すでに取り組みれつつある賃金底上げの運動と結び付けることの重要性を強調する。産業別・職業別協約による最低賃金の決定とその効力拡張は、賃金の向上に重要だが、ヨーロッパ諸国と違ってその実現が困難な状況のなかで、生計費原則に立った全国一律最賃制の取り組みが進むことが、その全国最賃水準を上回る産業別最賃の労使交渉と実現を促進し、たたかいを補強するテコとなるものと位置付けている。

著者はこれらの提起に対して、積極的な討議が交わされ、それによって運動の前進への多くの提言がなされることを求めており、さらに、各論的な検討を出版したいとしている。今後の提起が大いに期待される場所である。

(大月書店・2002年1月刊・1500円＋税)

(かねだ ゆたか・労働総研常任理事)

坂本 修著

「暴走するリストラと労働のルール」、 黒田 昌弘

本書は、読み出すと章を読むごとに、その先を読みたいという気持ちになります。各章の前後の関連がわかり易く配列されていることや、各章のむすびに、次の章につながる問題提起が簡潔に記述されていることも読みやすくしています。しかし、なによりも読者を引き付けるのは、本書のタイトルにもなっている「暴走のリストラと労働のルール」というテーマにこそあります。私は最近まで大企業の職場で40年間働いてきましたが、今日のリストラ「合理化」

新刊紹介

ほど、労働者全体を標的にして、「人間らしく生き、働く」権利を、これほどまでに理不尽なやりかたで奪う攻撃はかつてなかったことです。

本書は、この深刻なリストラ「合理化」攻撃から、労働者の切実な要求と利益を守り抜くたたかいをどうすすめるかを、この間の全国各地の様々な産業や階層のなかで前進している創造的で勇敢なたたかいのなかから明らかにし、暴走するリストラ「合理化」を防止するたたかいの発展方向を、職場と国レベルでの“労働のルール”の確立にあることを、著者の43年間にわたる労働弁護士としてのたたかいの豊富な経験と問題意識をこめて提起しているところに大きな特徴があります。

本書の印象深い論点は、第一に、こうした労働者の苦しみと状態悪化の大元には、財界、大企業、政府が押しすすめる“労働のルール”を破壊する新自由主義・規制緩和路線にあることを解明するとともに、その路線はすでにEUでの労働者・国民の攻撃によって破たんした路線であることを、そのたたかいの教訓とともに教えていること。

第二は、日本は“ルールなき資本主義”であるが、それ以上に“ルール破りの資本主義”であり、たとえ不十分であっても、憲法、労働諸法、民法、判例などにある現行の“労働のルール”を生かして職場

からルール破りを許さない取り組みをすすめることの重要性を強調していること。また、憲法のなかにも、たたかいによって盛り込まれた“歯止めのルール”があることを、新裁量労働制や社会分割法、労働契約継承法などを例にあげて具体的に説明して、これを活用してたたかえば悪法の適用を不可能にする効果さえもするという指摘。

第三には、EUを始めとする世界の“ルール”の到達点を紹介し、EU並のルールを確立に向けて労働者と国民の共同たたかいの発展を呼びかけていることです。「暴走リストラ『合理化』の現実」は、こうした労働のルールを職場の内外に確立することが5300万労働者とその家族にとっても、この国の経済、社会の発展にとっても、いまや必要不可欠のものになっていることを日々明らかにしている」と述べています。本書は、私たちのたたかいを激励し展望と確信にあたえます。

人間を愛してやまない著者の熱い想いと熱情が脈々と伝わってくる本書を、リストラとたたかうすべての労働者、活動家のみなさんが読まれることを心から願うものです。

(新日本出版社・2002年5月刊・本価価格1600円)

(くろだ まさひろ・日本共産党石川島委員会委員会)

総合社会福祉研究 第20号

定価 本体2000円(税・送料別)

特集◎新自由主義批判と福祉国家をめぐる

福祉国家論と日本の課題	高島 進
新自由主義批判と新しい福祉国家の創造	
——「聖域なき構造改革」にどう対応するか	後藤 道夫
「構造改革」は新自由主義の改革なのか	
——「新自由主義改革の対抗軸としての新福祉国家」論をめぐる	石川 康宏
「福祉国家」と社会福祉の基層	岡崎 祐司
【論文】高齢者の生活実態とこれからの社会保障・社会福祉	金澤 誠一
地方自治法「改正」と社会福祉	本多 滝夫
少子化地域の子育ての現状と課題——鹿児島県下地方版エンゼルプランの策定	郷地二三子
介護保険施行2年 ホームヘルパーの劣悪な諸条件の実態	
——実態の中に見える諸条件改善の展望	宇和川 通
【海外福祉情報】アメリカの保育事情から何を学ぶべきか	中山 徹
イギリスの医療保障の現在——医療サービスの質確保に向けて	国京 則幸

第19号 特集◎障害者地域支援システムのあり方の検討—支援費支給制度移行のもとで—

第18号 特集◎非営利・共同と社会福祉の公的責任とは何か 定価はいずれも本体2,000円(税・送料別)

総合社会福祉研究所

〒543-0055 大阪市天王寺区悲田院町8-12
TEL06 (6779) 4894 FAX06 (6779) 4895

編集後記

憲法違反の「有事関連3法案」をめぐる国政の動向が緊迫して推移している。この問題で編集部は、森英樹氏に緊急インタビューをおこなった。「憲法へのテロ行為、有事関連三法案は廃案へ」は、国政の焦点となっている有事関連3法案の本質を、憲法論、国連憲章論などとも関わらせて、歴史的・国際的な視野から分析・解明すると同時に、労働者・国民が取り組むべき運動の方向をも示唆した必読のインタビュー記事である。「特集＝欧州の労働と生活」は、わが国で関心を呼んでいるスウェーデンモデルやオランダモデル、イタリアの労働運動についての分析である。いずれの論文も、各国の制度の生成過程にまで立ち入って分析されており、日本で海外の事例を研究し、議論する場合の基準を与える論文となっている。労働総研国際労働研究部会メンバーが執筆した、全労連発行『世界の労働者のたたかい 2002年版』も合わせて一読をお勧めしたい。(N. F.)

季刊 労働総研クォーター No.47 (2002年夏季号)
2002年7月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523
ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968
<http://www.ijjnet.or.jp/c-pro/soken/>

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒価 1部 1,250円 (送料180円)

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振替 00140-5-191839

《送り先》 労働運動総合研究所

電話03 (3940) 0523

FAX 03 (5567) 2968

お名まえ	所 属	連 絡 先

(切りとり線)

*なお、ご意見を掲載させていただく場合もありますので、匿名希望の方は右の□内に○をして下さい。

匿名希望

6月下旬刊

構造改革と地方自治制度再編のシナリオ、その具体化としての地方交付税削減や、合併必要論の虚実を検証し、見え隠れする市町村制度見直しの論点を考える。

平成市町村合併と地方自治制度のゆくえ

加茂利男著 予価10000円

新刊予告 合併シリーズ 第8弾!

合併しない 宣言の町・矢祭 —◎

根本良一・石井一男編著 本体 952 円
なぜ合併しない宣言なのか? 昭和の合併の教訓と町づくりの心。

新版 市町村合併 —◎

—まちの将来は住民が決める—

中西啓之著 本体 1500 円
最新の「合併支援プラン」や地域の動向まで含め、抜本的に大改訂。

合併反対を選択したまち —◎

—上尾の住民投票と市民の運動—

合併反対上尾市民ネットワークほか編 本体 1300 円
上尾市(埼玉県)の合併住民投票の争点と市民の選択の意味。

市町村合併と 自治体の財政 —◎

—住民自治の視点から—

川瀬 憲子著 本体 2000 円
市町村合併は財政危機打開の切り札なのか?。事例をもとに検証。

市町村合併 これだけの疑問 —◎

—このままで地方自治は守れるのか—

池上 洋通著 本体 1400 円
憲法、地方自治法、地方交付税法にてらし、ゆがみを明らかに。

ちょっと待て 市町村合併 —◎

三橋良士明+自治体問題研究所編 本体 1500 円
「平成の大合併」の意味を住民の暮らしと地方自治の観点で考える。

自治体研究社

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123

TEL03-3235-5941

FAX03-3235-5933

<http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/>

まちづくり条例のつくり方

—まちをつくる権利— 野口和雄 著 1700 円
各地のまちづくり条例を紹介し、わかりやすく解説。あなたのまちにも、住民の「まちをつくる権利」を活かした条例を!

バランスシートと自治体予算改革

—公会計の企業会計化を考える— 安達智則 著 2650 円
バランスシート導入で、自治体財政の効率性は確保できる?
総務省モデルや先行事例から、自治体予算改革の課題を考える。

実践 はじめての社会調査

—テーマ選びから報告まで— 白谷秀一・朴 相権 編著 1900 円
はじめて社会調査をする人に、方法とポイントをやさしく解説。
専門家による「本格的調査」へのサジェッションも。

シリーズ京都府政研究 '02 京都府政研究会 編

- ① どう変える京都府財政
- ② どう変える京都府教育
- ③ どう変える京都府インフラ整備と交通
- ④ どう変える京都府産業と経済

A5判 ①②③ 本体 700 円 / ④ 800 円

6月の新刊予告

〈シリーズ 地域と自治体 第27集〉

岐路にたつ地方交付税

重森暁・関野満夫・川瀬憲子 著 予価1700円
21世紀の地方交付税制度を考える。

「電子自治体」が

暮らしと自治をこう変える

—住民ネットワークとICカード、電子申請の何が問題か—
電子政府・電子自治体はこうして生まれ、こんなに暮らしと行政を変えてしまう。
黒田 充 著 予価1700円

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.47 Spring Issue

Contents

Leadoff Interview with Mori Hideki

"The three contingency bills represent terrorist attack on the Constitution ;
they must be repealed. "

Special Articles : Labor and Life in Europe

- * "Socialization of Wage and Income" and Economic Life - Case of Sweden

Masaki SARUTA

- * Employment or Wage - Labor and Life in the Netherlands

Shin'ichi TAKEUCHI

- * Deregulation of Dismissals and the Trade Union Movement in Italy

Takao SAITO

Information at Home and Abroad

- * The Great Success of the March 30 National Exchange Meeting to Oppose Corporate
Restructuring and to Defend Employment and Local Economies

Nobuhiro FUJIYOSHI

- * The Jobless Have Lost 8 Trillion Yen as Annual Wage

Yuichi SHINOZUKA

- * France's Increasing Poverty Indicated in the Election Results

Keisuke FUSE

Book Review

- * "Rebirth and Revitalization of Japanese Economy, " by Takuro SEIYAMA

Hidefumi ICHINOSE

- * "Distribution Structure of Modern Japan - Impoverishment of Livelihood and Economic
Theory, " by Yasuo FUKUDA

Yoichi AIZAWA

- * "A New Movement for the New Century, " ed. by Gregory Mantsios and
"Struggles of Workers around the World 2002" ed. by ZENROREN

Kazunori Ohki

Introduction of New Publication :

- * "Minimum Wage System as an Axis of the National Minimum, " by Toshio KUROKAWA and
Yonosuke OGOSHI

Yutaka KANEDA

- * "Spreeing Corporate Restructuring and Work Rules, " by Osamu SAKAMOTO

Masahiro KURODA

Editor's Note

What Comes in the Next Issue?

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023

Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォーターリーNo47 頒価1,250円 (本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)